

令和元年第3回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和元年8月27日（火）
2 招集の場所 玉城町議会本会議場
3 開 議 令和元年8月27日（火）（午前9時00分）
4 出席議員 （12名）
1番 津田久美子 2番 江島 高明 3番 山路 善己
5番 井上 容子 6番 竹内 正毅 7番 中西 友子
8番 北 守 9番 坪井 信義 10番 奥川 直人
11番 山口 和宏 12番 風口 尚 13番 小林 豊

5 欠席議員 なし

6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	東 博明	総務政策課長	中西 元	税務住民課長	田村 優
保健福祉課長	藤川 健	産業振興課長	西野 公啓	建 設 課 長	中村 元紀
教育事務局長	中西 豊	上下水道課長	真砂 浩行	病院老健事務局長	中世古憲司
生涯教育課長	平生 公一	地域づくり推進室長	里中 和樹	防災対策室長	山口 成人
生活環境室長	見並 智俊	地域共生室長	奥野 良子		
監 査 委 員	中村 功				

7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一 同 書 記 川口 文香 同 書 記 上村 文彦

8 議事日程 【議案の上程】

第 1 会議録署名議員の指名

5番 井上 容子 君

6番 竹内 正毅 君

第 2 会期の決定の件 14日

第 3 諸般の報告

報告第8号 玉城町財務書類の概要（平成29年度決算）

報告第9号 平成30年度玉城町一般会計・特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書

報告第10号 平成30年度玉城町公営企業会計決算審査意見書

報告第11号 平成30年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び平成30年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

	報告第 12 号	例月出納検査結果報告書 (R01.5 月分～R01.6 月分)
第 4	議案第 52 号	平成 30 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
第 5	議案第 53 号	平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 6	議案第 54 号	平成 30 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 7	議案第 55 号	平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 8	議案第 56 号	平成 30 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 9	議案第 57 号	平成 30 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 10	議案第 58 号	平成 30 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第 11	議案第 59 号	平成 30 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
第 12	議案第 60 号	平成 30 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
第 13	議案第 61 号	平成 30 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
第 14	議案第 62 号	平成 30 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
第 15	議案第 63 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 16	議案第 64 号	玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
第 17	議案第 65 号	玉城町印鑑条例の一部改正について
第 18	議案第 66 号	玉城町自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について
第 19	議案第 67 号	町税条例等の一部改正について
第 20	議案第 68 号	玉城町手数料徴収条例の一部改正について
第 21	議案第 69 号	玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 22	議案第 70 号	玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 23	議案第 71 号	玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第24	議案第72号	令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第2号)
第25	議案第73号	令和元(2019)年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
第26	議案第74号	令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)
第27	議案第75号	令和元(2019)年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
第28	議案第76号	令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)
第29	請願第1号	義務教育国庫負担制度の充実を求める請願
第30	請願第2号	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
第31	請願第3号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
第32	請願第4号	防災対策の充実を求める請願

(午前9時00分 開議)

◎開会の宣告

○議長(山口 和宏) ただ今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。よって、令和元年第3回玉城町議会定例会を開会いたします。開会にあたり、町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 令和元年第3回の玉城町議会定例会で開会にあたりまして挨拶を申し上げます。議員の皆様方におかれましては今期定例会が任期満了、最終の議会となるという訳でございます。本日まで町政推進にあたりまして格別のご支援ご理解を賜りましたこと厚くお礼申し上げる次第でございます。まちが持続して発展をしていくということが大変重要であるというふうに思っておりますので、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご案内のとおり今期定例会では平成30年度の各会計の決算認定及び新しい条例制定並びに条例の一部改正また、令和元年度の各会計の補正予算をご審議賜るということになっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。なお、クールビズ実施期間ですので、本定例会において、上着の脱衣を許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山口 和宏)

日程第1会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において5番井上容子君、6番竹内正毅君の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（山口 和宏） 次に、日程第2会期の決定を議題にします。お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月9日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から9月9日までの14日間に決定しました。

なお、会期中の会議日程につきましては、先般配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（山口 和宏） 次に、日程第3諸報告をします。

- ・報告第8号 玉城町財務書類の概要（平成29年度）
- ・報告第9号 平成30年度玉城町一般会計・特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書
- ・報告第10号 平成30年度玉城町公営企業会計決算審査意見書
- ・報告第11号 平成30年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び平成30年度決算に基づく資金不足比率審査意見書
- ・報告第12号 例月出納検査結果報告書（令和元年5月分および6月分）

以上の提出がありましたので、その写しをお配りしております。

なお、例月出納検査結果報告書につきましては、5月分6月分7月分の報告をすべきところでは御座いますが、本定例会を8月に前倒ししておりますことから、出納検査が本日午後からとなっており、ここでの報告ができませんのでご了承願います。したがって、7月分につきましては、12月定例会での報告とさせていただきます。

以上で、諸報告を終わります。

◎日程第4 議案第52号ないし議案第62号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4議案第52号平成30年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、日程第14議案第62号平成30年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第52号、平成30年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて提案理由を申し上げます。平成30年度決算の概要につきましては、歳入総額63億8千180万8千831円に対し、歳出総額は60億4千30万3千643円で、歳入歳出差引額は3億4千150万5千188円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は2億3千133万188円となったところでございます。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は、堅調な法人町民税の伸びに支えられ、前年対比6.6%の増の21億6千960万1千758円となりました。地方交付税は、災害関連事業の減少に伴い特別交付税が減少したことから、前年度対比5.9%の減の13億8千52万1千円となりました。ふるさと応援寄附金は9千552万3千569円となり、制度改正により寄附金額の減少が懸念される中、前年度対比6.5%の増となったことは、根強い玉城人気の現れと感じています。毎年全国各地から多くの方々にわが町を応援していただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

次に歳出の状況について、総合計画の項目に合わせて説明申し上げます。

まず、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」の主なものとして、各学校において「英語コミュニケーション力向上事業」に継続して取り組むとともに、ALTを3人に増員し、そのうち1人を中学校に常駐させ、小中連携を目指した英語教育を推進したほか、全ての小学校に理科実験を専門とする巡回の講師を配置し、体験型学習による理科授業の充実を行いました。

また、より充実した子育て支援策を実施するため、ニーズ調査を実施しました。

さらに、ふるさとコンサートや各種講演会を実施し郷土愛の醸成に努めました。

次に「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」の主なものとして、健康寿命の延伸を図るため、健康づくりシステムの更なる普及・定着を図るとともに、自殺対策を推進するため玉城町自殺対策推進計画を策定しました。

また防災・減災対策として、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置を行うとともに、自治区等で防災技術指導員による防災訓練や講話を実施しました。

また、家具転倒防止やブロック塀撤去にかかる費用の一部を補助し、防災安全対策を支援しました。

次に「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」の主なものとして、農業振興では、新規就農者支援を積極的に行い、新たに4人が就農しました。

また、農業分野とりわけイチゴ栽培に関して地域おこし協力隊を採用し、更なる農業の活性化を推進してきました。更には、農業用ため池の耐震性照査をはじめ、11か所のハザードマップを作成し、農業地域の防災減災対策に努めてきました。

地域振興では、町商工会と連携した創業・経営支援や各種イベントを通じた町の魅力発信に努めてきました。

次に「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」として続日本100名城に選定

された田丸城跡の修復や維持保存に努めるとともに、玄甲舎及び庭園をはじめとする周辺環境整備や矢塚古墳群の調査を行いました。

また、村山龍平記念館が35周年を迎えたことから記念事業を実施しました。また、集落内の道路・側溝改修や橋梁補修・交通安全施設の整備などを行いました。

最後に「協働のもとで進める効率的なまちづくり」では、学校区単位のまちづくり懇話会の実施や、下外城田プロジェクトの推進などを通じて地域の絆づくりを推進してきました。財政指標についても良好な結果となっており、今後も人口減少社会の到来を見据えた持続可能なまちの経営に向けて、財源の確保に努めつつ、取捨選択した財政運営を進めてまいります。引き続き、町民みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、詳細は、会計管理者から説明させます。

議案第53号平成30年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

平成30年度は、被保険者数が減少していますが保険給付費は前年比0.2%の増加となりました。生活習慣病等に着眼した特定健診・特定保健指導に積極的に取り組み、引き続き医療費の適正化、被保険者の健康維持増進を図りつつ、平成30年度から県の財政主体一元化となりましたが事業の健全運営にも努めていきたいと考えております。

さて、平成30年度決算の歳入総額は、14億8千353万7千422円で、加入者が納めた保険料は、歳入全体の17.5%にあたる2億5千952万3千795円でした。現年度の保険料の収納率は97.1%で、昨年より0.6ポイント、上回りました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。

その他、一般会計から1億310万1千928円の繰入を行いました。歳出総額は、14億310万3千775円で、このうち、保険給付費は9億789万5千153円、保健事業の支出額は2千745万4千142円となっています。歳入歳出差し引き、8千43万3千647円としています。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第54号平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。貸付実績はなく、償還のみの事業であり、決算の概要につきましては、歳入総額140万6千535円に対し、歳出総額は2千818万1千908円となり、不足額2千677万5千373円は、翌年度会計より繰上充用して補填をいたしました。このことにつきましては、貸付償還金の滞納に原因があり、今後滞納者の理解を求めながら滞納整理に努めてまいります。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせます。

次に議案第55号平成30年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。アスパア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、本年3月末で22年5ヶ月が経過し、この間の温泉入浴者数は延べ189万7千329人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。平成30年度の入浴者数につきましては、年間6万2千861人、営業日数310日で、1日平均202人となりました。決算の概要につきましては、歳入総額 5千3百33万6千504円に対し、歳出総額は 5千165万3千221円となり、歳入歳出差引額163万3千283円としています。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。

次に、議案第56号平成30年度 玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。玉城町農業集落排水事業は、平成30年度も引続き維持管理業務と接続率の向上に努めてまいりました。平成30年度決算の概要につきましては、歳入総額9千98万8千386円、歳出総額9千87万5千742円で歳入歳出差引額11万2千644円を翌年度へ繰り越す決算としております。なお、詳細は、会計管理者から説明させます。

次に、議案第57号平成30年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度で、「共生の地域づくりの推進」を基本目標に掲げ、在宅医療・介護連携の推進や認知症ケア体制の整備、生活支援・介護予防サービスの充実などとともに、高齢者、障がいのある人、子どもを含めた玉城町における包括的な相談支援体制の構築に取り組んでまいりました。介護サービスの保険給付費については、事業計画の94.9%にとどまりましたが、前年と比較して3.6%増加しました。歳入総額は、13億9千274万9千552円で、このうち保険料収入は3億1千273万3千264円で、収納率は98.8%となりました。歳出総額は、13億2千944万43円で、このうち保険給付費は11億8千991万6千938円となり、歳入歳出差し引き6千330万9千509円としています。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。

議案第58号平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とする独立した制度で、県内の全市町が加入する広域連合が運営をおこなっています。高齢化の進展に伴い、被保険者数、予算総額ともに増加しています。歳入総額は、2億9千481万8千956円、保険料収入は、1億1千905万6千950円で、収納率は99.6%でした。一般会計からは、広域連合の事務費と保険給付費、保険基盤安定繰入金を合わせて、1億7千254万6千282円を繰り入れしました。歳出総額は、2億9千171万7千886円

で、歳入歳出差し引き、310万1千70円を翌年度へ繰り越しました。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第59号平成30年度玉城町病院事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。自治体病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で、厳しい状況にあります。しかし、玉城病院は地域医療の確保と医療水準の向上という目標を果たすべく、「町民の健康を支え、町民皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。

また、院長を中心に医療・保健・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践にも努めています。さて、決算の概要につきましては、30年度は、入院患者数が延べ、18,302人となり、前年度に比べ13人の増、また、外来患者数につきましては、延べ26,978人で前年度に比べて156人減、率で約0.6%の減となりました。

経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益6億5千334万6千72円に対し、税込みの事業費用は6億5千955万7千445円となりました。その結果、今年度は税抜きの経常損失として、601万4千404円を計上し、特別利益、特別損失それぞれ500万円を差し引きし、当年度純損失を601万4千404円といたしました。また、当年度未処理欠損金として前年度繰越欠損金2千795万824円を差し引きした3千396万5千228円を計上いたしました。

次に資本的収支であります。収入は2千416万8千円、支出は5千520万2千638円となり、収入が支出に不足する額3千103万4千638円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第60号平成30年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由を申し上げます。平成30年度において、給水人口及び給水件数は、安定しているものの全体的に需要が減少し、29年度より給水収益は、減少となりました。また、安定的かつ効率的な給水確保を目的に、配水管の更新および公共下水道工事に伴う布設替を実施しました。

決算の概要は、収益的収支において、税込みで事業収益3億2千441万183円に対し、事業費用は、特別損失4万3千700円を含む2億7千540万1千967円となりました。収支差引による当年度の純利益は、税抜きで、4千433万1千876円となり、未処分利益剰余金変動額4千202万9千141円と合わせた8千636万1千17円を当年度未処分(みしょぶん)利益剰余金とし、うち、4千202万9千141円を資

本金に、4千433万1千876円を減債積立金として処分しようとするものです。

資本的収支においては、収入1千52万8千880円に対し、支出は1億942万6千166円となりました。また、建設改良費3千830万4千円を翌年度へ繰り越す決算としました。資本的収支差引による不足額9千889万7千286円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金および当年度分消費税資本的収支調整額で補填しました。なお、詳細につきましては上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第61号平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。さて、決算の概要につきましては、収益的収支において、事業収益3億7千441万8千61円に対し、事業費用3億7千904万4千932円となり、差引額462万6千871円の当年度純損失となりました。

次に資本的収支であります。収入は1千269万7千円、支出につきましては2千18万3千507円となり、収入が支出に不足する額748万6千507円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第62号平成30年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。下水道事業会計においては、平成30年度も国の交付金を活用した整備を継続すると共に、面整備が完了した下田辺地区の一部に於いて供用開始を実施しました。決算の概要は、収益的収支において、税込みで事業収益4億5千101万3千664円に対し、事業費用は特別損失2千491万7千120円を含む5億6千756万156円となりました。収支差引による当年度の純損失は、税抜きで、1億1千472万2千332円であり、前年度繰越欠損金を併せた9億1千734万5千96円を当年度未処理欠損金とするものです。資本的収支においては、収入支出同額の4億1千711万6千828円となりました。また、建設改良費1億2千122万9千円を翌年度へ繰り越す決算としました。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。以上何卒よろしくお願いを申し上げます。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 会計管理者 東 博明 君

○会計管理者(東 博明) これより、一般会計並びに各特別会計の補足説明を申し上げます。後日、予算決算常任委員会を開催いただき詳細な審査をお願いすることとなっております。

すので、ここでは要点のみの説明とさせていただきます。

それでは、議案第 52 号平成 30 年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。歳入総額 63 億 8,180 万 8,831 円に対し、歳出総額 60 億 4,030 万 3,643 円、歳入歳出差引額 3 億 4,150 万 5,188 円となりました。歳入歳出それぞれを前年度と比較すると、歳入では 0.9%増加、歳出では 5.7%増加いたしました。さて、財政状況であります。財政の自由度を示す経常収支比率は 73.3%となり前年度比 1.3 ポイント減少し、地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担指標の実質公債費比率は 7.5%となり前年度比 0.5 ポイント減少しました。また、財政力指数は 0.605 となりました。以上、財政状況の概要であります。

それでは、歳入から説明いたします。1 ページをお願いします。款、1 町税、収入済額 21 億 6,960 万 1,758 円、前年度比 1 億 3,506 万 9,481 円、率にして 6.6%の増加となりました。町民税の内、法人が、率にして 51.2%、1 億 2,576 万 5,500 円、の増加が主な要因であります。町税全体の収入調定比率は、96.2%となり、前年度より 0.2 ポイント増加しました。なお、町民税、固定資産税、軽自動車税において 203 万 4,917 円の不納欠損処分をいたしました。欠損処分の対象は、所在不明、死亡、時効の成立などの理由により行ったものです。また、町税における収入未済額は前年度比 64 万 8,390 円、率にして 0.8%減少し、8,313 万 5,819 円となったところです。

次に、款、2 地方譲与税から款、12 交通安全対策特別交付金は、前年度に対し増減はあるものの、それぞれの算出基準に基づき記載の金額の交付を受けたものであります。

次に、款、13 分担金及び負担金、収入済額 1 億 2,201 万 3,430 円、主なものは、過年度分を含む保育料の 1 億 1,797 万 1,400 円であります。また保育料において 1,865 円不納欠損処分をいたしまして 52 万 9,880 円の収入未済額を生じています。

款、14 使用料及び手数料、収入済額 3,485 万 6,030 円、前年度と比較しますと、159 万 2,168 円の減少で民生使用料・住宅使用料の減少が主な要因であります。収入未済額の 1,033 万 2,500 円は、住宅使用料であります。決算年度の住宅使用料の収納率（収入済額／調定×100）は 93.3%となり、収入未済額は、昨年比 24 万 8,500 円の減少となりましたが、年々過年度の滞納繰越分が増加しております。

款、15 国庫支出金、収入済額 5 億 7,420 万 5,803 円、並びに款、16 県支出金、収入済額 4 億 1,796 万 1,164 円は、災害復旧事業関係のほか、それぞれ該当する事業の算出基準に基づき負担金、補助金、委託金のいずれかにおいて収入したものです。3 ページをお願いします。

款、17 財産収入、収入済額 249 万 6,537 円、前年度と比較しますと、355 万 6,179 円の減少で土地売却収入の減少が主な要因であります。

款、18 寄附金、9,875 万 5,611 円を収入いたしました。前年度に対し 444 万 6,248 円の減少であります。一般寄附金の増と、ふるさと応援寄附金が 588 万 5,654 円増加しまし

たが教育費寄付金 887 万 9,322 円の減少が主な要因であります。

款、19 繰入金、それぞれ実施しました事業の財源調整のため交通安全対策事業基金、ふるさと応援基金、みえ森と緑の県民税市町交付金基金、災害救助基金から総額 1 億 265 万 2,067 円を繰入いたしました。

款、21 諸収入は、1 億 4,227 万 9,505 円の収入額となりました。

款、22 町債、4 億 4,760 万円は、各事業推進のための財源として借入したものです。

次に、歳出を説明いたします。5 ページからになります。この決算では、翌年度繰越額、繰越明許費を款、6 農林水産費で 1,505 万 9,000 円、款、8 土木費で 3,051 万 9,000 円、款、9 消防費で 1,330 万円、款、10 教育費で 819 万 1,000 円、款、11 災害復旧費で 8,695 万 5,000 円、款、13 諸支出金で 1,118 万 3,000 円、合計 1 億 6,520 万 7,000 円といたしました。これよりの説明は、事項別明細書において事業単位の目を中心に説明いたします。41 ページをお願いします。款、1 議会費、支出済額 7,156 万 2,545 円、議員各位の報酬並びに事務局職員の人件費と議会活動等の経費 及び行政視察等の経費であります。

款、2 総務費、支出済額 6 億 7,212 万 2,851 円、項、1 総務管理費の内、43 ページの目 1、一般管理費では特別職・総務関係職員の給料及び役場業務補助職員等の賃金のほか職員の人事評価・人材育成のための研修経費、例規改版(かいはん)等の経費を 45 ページの目 2、文書広報費では、毎月発行の広報たまき・ホームページ・行政チャンネルに係る経費を、目 3、財政管理費では、役場庁舎並びに関係施設で使用している電算機器のリース料並びに保守点検経費、地方公会計導入に係る経費を支出いたしました。

47 ページの 目 5、財産管理費では、役場庁舎・公用車の維持管理経費を支出。また、町債管理基金、活性化対策事業基金、災害救助基金、ふるさと応援基金、地域福祉基金へ積立を行っております。

目 6、企画費では、路線バス運行业務委託費、下外城田地区明るい未来づくりに関する調査研究等の経費を支出しています。

4 9 ページの 目 7、交通安全対策費では、交通安全啓発事業並びに小学校新 1 年生へのヘルメット購入補助を支出し、また、緊急的に改善が必要な箇所の実施しました。

目 8、地域情報化推進費では、庁舎内ネットワーク関係等の経費を支出しています。

51 ページの 目 9、諸費では、自治区集会所の改修補助金、地域活動助成金の支出と自治区管理の防犯灯設置事業への補助並びに町管理の防犯灯の設置・修繕を実施しています。

目 10、地方創生推進費では、玄甲舎地域運営組織における収益力強化及び事業主体選定支援業務改修工事に伴う付帯工事経費を支出。また、地方創生推進交付金を活用し、雇用創出・人材育成業務及び集客交流施設等実施設計を実施しました。

53 ページの 項、2 徴税費は、税務住民課の内、賦課徴収職員の人件費と賦課徴収に係る経費 並びに 固定資産土地評価業務委託料などを支出しました。

55 ページの 項、3 戸籍住民基本台帳費は、税務住民課の内、住民係に属する職員の

人件費 並びに 電算システムの使用料などを支出しました。

項、4 選挙費は、平成 30 年 4 月 1 日に執行された玉城町長選挙や知事・県議会議員選挙に係る経費が主なものであります。

59 ページの 項、5 統計調査費では、工業統計 住宅・土地統計調査 等を実施いたしました。

次に 61 ページの 款、3 民生費、支出済額 19 億 8,182 万 1,313 円、前年度比 2.2%、の減少であります。

項、1 社会福祉費の内 目、1 社会福祉総務費では、町社会福祉協議会委託のバス運行事業のほか戦没者追悼式を実施しました。

63 ページの 目、3 老人福祉費では、各種老人福祉事業を行いました。

65 ページの 目、6 児童手当費では、中学校終了までの子どもの養育に対し手当を支給しました。手当の受給者は 1,280 人であります。

目、7 心身障害者福祉費では、在宅福祉事業 並びに 生活支援事業のほか各種事業を実施しました。

67 ページ 目、8 の福祉医療費については医療費に係る助成事業を実施したところであります。

また、目、9 福祉・保健施設費では、保健福祉会館の維持管理経費を支出しました。

項、2 児童福祉費目、1 児童福祉総務費では、地域子育て支援事業のほか、各種事業を実施しました。

69 ページ目、2 児童福祉施設費では、保育所並びに児童クラブの運営経費が主なものであります。

71 ページの項、3 災害救助費 目、1 災害救助費では、台風 21 号に伴う災害見舞金、みなし応急仮設住宅賃料が主なものです。

款、4 衛生費、支出済額 4 億 5,804 万 9,064 円で、各種検診・予防接種、健康づくり、救急医療事業のほか、ごみ・し尿等の処理にかかる広域組合への負担金及び合併浄化槽・ゴミ減量化事業並びに再生可能エネルギー事業への補助金などを支出しました。

なお、75 ページ 項、1 保健衛生費 目、3 環境衛生費において中角地内の投棄場跡地法面復旧工事を実施しております。

項、2 清掃費は、清掃関係職員の人件費、収集・清掃に係る費用及び、平成 29 年の台風 21 号による災害廃棄物の処理経費を支出しています。

次に 77 ページ 款、5 労働費、支出済額 2,144 万 8,338 円、伊勢地域勤労者福祉サービスセンター負担金と労働金庫を窓口とした勤労者への住宅・教育資金等貸付のための自治体協調融資貸付金であります。

次に款、6 農林水産費、支出済額 3 億 4,388 万 1,235 円、前年度比 9.2%の増加であります。

項、1 農業費、目、1 農業委員会費では、委員報酬及び事務局経費を支出し、農地法許可申請の審査のための総会を開催しています。

目、2 農業総務費は、職員の人件費が主なものです。

79 ページ 目、3 農業振興費では、担い手確保・経営強化支援事業、等の農業振興経費、及び 食料自給力向上対策事業・農業集落育成事業に必要な経費を支出しました。

81 ページ 目、4 畜産振興費では、特産松阪牛素牛導入支援事業等を実施しました。

目、5 農地費では、町単独事業のほか農業基盤整備促進事業を活用し、ため池漏水対策工事を実施しました。また、農業基盤の充実のため各種県営事業へ負担金を支出、農村地域防災減災事業として、ため池耐震照査とハザードマップ作成等の事業を実施、多面的機能支払交付金事業の活動組織へ交付金を支出しました。

項、2 林業費では、林野台帳整備、有害鳥獣捕獲業務を実施いたしました。

次に 83 ページ款、7 商工費、支出済額 1 億 1,852 万 1,643 円、沢山の方々からふるさと応援寄附金を頂きました。寄附いただいた方へ地域特産品を進呈し、町内特産品の振興と PR に努めました。サニーロード沿線の度会町、南伊勢町と連携し誘客促進事業などに取組み、玉城町観光まちづくり協会の 組織の育成を通じ、観光案内、地域物産販売処「城」の運営、情報発信、誘客促進に取り組みました。

次に 85 ページ款、8 土木費、支出済額 2 億 9,824 万 6,588 円。前年度比 13.2%の増加となりました。

項、1 土木管理費では、道路台帳・上下水道台帳等のデータ更新業務を委託しています。

87 ページ 項、2 道路橋梁費では、町道の調査設計業務、町道路線の修繕、登記事務並びに 維持工事を実施し目、3 道路新設改良費で防災安全交付金を活用し、妙法寺明和線交通安全施設設置等の工事を実施しました。

89 ページ 項、3 河川費は、準用河川並びに準用河川に準ずる河川の維持管理を行うと共に浚渫及び修繕工事を実施しております。

項、4 都市計画費は、昼田地区水辺の楽校整備工事を実施し平成 22 年度に着手した地籍調査事業を継続実施いたしました。

91 ページ項、5 の住宅費では、町営住宅の修繕を中心に維持管理に努めました。また、個人住宅の耐震補強工事・木造空き家住宅除去工事に補助金を支出いたしました。

次に、93 ページ款、9 消防費、支出済額 2 億 5,649 万 3,744 円、前年度比 2.1%の減少となりました。主なものは、常備消防費で、伊勢市消防本部への委託金、非常備消防費では、町消防団の活動費でございます。95 ページの 目、3 消防施設費で、自衛消防団の施設維持費並びに集落消防器具等の購入費に対し補助金を支出し、災害対策費では緊急地震速報放送機器連動工事の実施、家具転倒防止器具取付業務、等を行いました。

目、6 防災対策費では、防災行政無線設備の維持管理、河川遠隔監視カメラ等の設置、自主防災組織資機材等への整備費の補助金を支出しました。

97 ページ 款、10 教育費、支出済額 5 億 2,125 万 3,698 円、前年度比 9.4%の増加となっております。

項、1 教育総務費では、教育委員の報酬並びに教育長・職員の給与費のほか度会郡指導主事共同設置の負担金及びALT（外国語指導助手）の給与費などを支出いたしました。

99 ページ 項、2 小学校費では、小学校 4 校の管理費のほか、きめ細やかな教育に取り組むため学習支援員並びに少人数学習指導・理科離れをなくすための非常勤講師を配置し、基礎学力の向上に努めました。また、有田小学校校舎屋上防水工事並びに運動場整備工事、コンピュータ室床の木質化、田丸小学校・下外城田小学校においては特別支援室の床の木質化等の整備を実施いたしましたところでございます。

101 ページ項、3 中学校費は、小学校費と同様に学校管理費のほか、学習支援員・非常勤講師を配置し学力向上に努めるとともに、教育環境整備に努めました。また体育館の空調設備改修工事を実施をいたしております。

105 ページ 項、5 社会教育費は、各種社会教育事業として田丸城跡の町有地 90 周年をPRする他、講演会・成人式・ふるさとコンサート並びに公民館講座事業を実施し、文化財関係では、「玄甲舎」保存修復工事、庭園発掘調査を行いました。また矢塚古墳群発掘調査も実施いたしました。

田丸城関連では 斜面の修復工事を実施いたしております。

111 ページ 項、6 保健体育費は、各種スポーツ団体への補助・美し国市町対抗駅伝大会への出場、スポーツ推進委員と協力のもと町民体育祭の開催、体育施設の維持管理、総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組みました。

次に 113 ページ 款、11 災害復旧費支出済額 3 億 1,301 万 3,652 円で項、1 公共土木施設災害復旧費及び 115 ページ項、2 農林水産施設災害復旧費においては、平成 29 年の台風 21 号による災害復旧測量設計、工事等の災害復旧事業の実施が主なものであります。

款、12 公債費、支出済額 4 億 1,237 万 4,814 円、地方債の元利償還金であります。

117 ページ 款、13 諸支出金、支出済額 5 億 7,151 万 4,158 円は、病院事業、水道事業、介護老人保健施設事業、公共下水道事業の各公営企業会計への繰出金です。

119 ページをお願いします。下段の歳出合計当初予算額 52 億 6 千万円補正予算額 6 億 5,041 万 8 千円平成 29 年度からの繰越事業費繰越額 4 億 8,435 万 6 千円計 63 億 9,477 万 4 千円に対し支出済額 60 億 4,030 万 3,643 円翌年度繰越額、繰越明許費が 1 億 6,520 万 7 千円で不用額が 1 億 8,926 万 3,357 円となりました。

121 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。ただ今、説明いたしました 歳入総額から歳出総額を差し引きました歳入歳出差引額は 3 億 4,150 万 5,188 円となります。

この内、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額の 1 億 1,017 万 5,000 円を差引ました実質収支額は 2 億 3,133 万 188 円となります。地方自治法第 233 条の 2 及び地方財政法第 7 条の規定に基づき基金繰入額を 1 億 2,000 万円といたしました。

122 ページ 以降には、財産に関する調書を添付しています。ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いいたします。これから説明します各特別会計は、それぞれの事業目的に基づいて設置した会計となっておりますので、事項別明細書での説明は省略させていただき、決算書のページで説明いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 53 号平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。1 ページをお願いいたします。

款、1 国民健康保険料、収入済額、一般と退職者分、合わせて 2 億 5,952 万 3,795 円、過年度と合わせた収納率は 88.2%となりました。

また、過年度からの債権について、財産調査、預金の差押等の措置を講じましたが 569 万 7,570 円を不納欠損処分といたしました。欠損処分の対象は、時効の成立、死亡、所在不明などの理由により行ったものです。

款、5 繰入金、収入済額 1 億 8,310 万 1,928 円、一般会計からの繰入金と基金繰入金であります。一般会計繰入金には、法定外繰入 789 万 2,000 円を含んでおります。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをお願いいたします。款、1 総務費、支出済額 3,390 万 2,500 円、職員人件費並びに事業運営のための事務経費であります。

款、2 保険給付費、支出済額 9 億 789 万 5,153 円、主に療養諸費で、給付費全体の 86.9%を占めております。保険給付費は、昨年度と比較しますと 0.2%の増加となりました。

款、3 国民健康保険事業納付金、支出済額 4 億 2,074 万 1,042 円、主に医療給付費の負担金と後期高齢者支援等の負担金です。

款、4 保健事業費、支出済額 2,745 万 4,142 円、これは、国民健康保険の保険事業として実施している特定健康診査等事業、人間ドック等の経費です。

款、7 諸支出金、支出済額 1,297 万 9,736 円、主に国・県負担金の過年度分清算に伴う返納金です。

款、8 予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

23 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 14 億 8,353 万 7,422 円、歳出総額 14 億 310 万 3,775 円、歳入歳出差引額の 8,043 万 3,647 円が実質収支額となります。地方自治法の規定に基づき基金繰入額を 4,100 万円とし、決算といたしました。

詳細につきましては、5 ページから 22 ページの、事項別明細書をご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補足説明をいたします。決算書を申し上げます。

議案第54号平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この特別会計は、平成8年度の貸付を最後に、その後の新規貸付はありません。平成8年度以前に貸付を受けられた方々からの償還金に係る継続事業となっています。

歳入から説明いたします。1ページをお願いします。款、1 県支出金、収入済額5万8,000円、償還事務全般に係る推進助成事業補助金です。

款、2 繰入金、収入済額、17万8,546円、一般会計から償還事務に係る経費全般を収入しました。

款、3 諸収入、収入済額 116万9,989円、貸付金の元金及び利子の収入合計額です。調定額に対し、3,649万4,180円の収入未済額を生じております。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。款、1 償還管理事業費、支出済額22万8,349円、償還事務全般の経費であります。

款、2 公債費、支出済額55万9,481円、償還元金・利子並びに一時借入金利子の合計額です。

款、3 前年度繰上充用金は、2,739万4,078円であります。

9ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額140万6,535円、歳出総額2,818万1,908円、歳入歳出差引額は、2,677万5,373円の不足額となりました。

この不足額を、翌年度繰上充用金により補填し、決算といたしました。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、山村振興事業特別会計の補足説明をいたします。決算書を申し上げます。
議案第55号 平成30年度 玉城町山村振興事業 特別会計 歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

ふれあいの館の平成30年度利用者数は、6万2,861人、営業日数平均で202人となり、前年度比93.2%となりました。

歳入から説明いたします。1ページをお願いします。款、1 使用料及び手数料、収入済額、2,182万4,300円、弘法温泉入浴者の使用料であります。

款、3 諸収入、収入済額 259万1,995円、入浴関係用品販売収入、テナント料等あります。

款、5 繰入金、収入済額 2,450万5,597円は、一般会計から入湯税分及び施設の運営に係る経費分を繰入したものです。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。款、1 管理運営費、支出済額5,165万3,221円、アスパシア玉城の施設全体の維持・管理経費のほか、空調機の更新工事、

駐車場舗装工事、自動残留塩素濃度計取付工事及び入湯税であります。

款、2 予備費は、予算額全額を不用額としました。

9 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 5,333 万 6,504 円、歳出総額 5,165 万 3,221 円、歳入歳出差引額は、168 万 3,283 円の実質収支額となり翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、山村振興事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、農業集落排水事業特別会計の補足説明をいたします。決算書を願います。議案第 56 号平成 30 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この事業は、農業集落区域における下水道施設整備事業で、汁谷川・菱川流域周辺の水質保全を担う事業です。施設整備は平成 22 年度に完了し、区域内の汚水処理並びに施設の維持管理が主な内容であり、30 年度中の新たな接続は 6 件で、総接続数は 395 件となり、接続率は 92.72%となりました。前年度比 1.03 ポイントの増加となりました。

また 30 年度の汚水処理量は、12 万 2,658 m³となりました。昨年度に実施した機能診断結果を基にして最適整備構想を策定しました。

歳入から説明いたします。1 ページを願います。款、1 分担金及び負担金、収入済額、632 万 3 千 880 円、受益者分担金 5 件および建設改良負担金 1 件でございます。

款、2 使用料及び手数料、収入済額、1,107 万 2,630 円、下水道使用料です。不納欠損額 6,560 円、3 万 6,830 円の収入未済額を生じております。

款、3 国庫支出金、収入済額 500 万円、農業集落排水施設の最適整備構想策定業務にかかる補助金でございます。

款、5 繰入金、収入済額 6,739 万 4,448 円、一般会計並びに基金からの繰入金であり、基金からの繰入は、建設事業分の起債の償還利息の財源といたしております。

次に、歳出を説明いたします。3 ページを願います。

款、1 農業集落排水事業費、支出済額、4,711 万 856 円、処理場の運転経費、施設全体の維持管理経費並びに施設の最適整備構想策定業務委託料です。

款、2 公債費、支出済額、4,376 万 4,886 円、施設建設のために借入れた起債の償還金です。

款、3 予備費は、予算額全額を不用額としました。

13 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 9,098 万 8,386 円、歳出総額 9,087 万 5,742 円、歳入歳出差引額は 11 万 2,644 円の実質収支額となり、翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、農業集落排水事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、介護保険特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第 57 号平成 30 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。平成 30 年度は、第 7 期介護保険事業計画の初年度で、保険給付費は事業計画より 5.1%の減となりましたが、前年度と比較して 3.6%増加の実績となりました。

歳入から説明いたします。1 ページをお願いします。款、1 保険料、収入済額 3 億 1,273 万 3,264 円、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収した保険料です。現年度分収納率は、99.6%で昨年とほぼ同様となり、滞納繰越分を含めた全体の収納率は、98.8%となりました。また、過年度からの債権について、88 万 6,190 円を不納欠損処分といたしました。

款、2 国庫支出金、収入済額 3 億 501 万 2,215 円、介護給付費の国庫負担金と調整交付金が主なものです。

款、3 支払基金交付金、収入済額 3 億 3,766 万 5,799 円、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料が支払基金を通じて交付されたものです。

款、4 県支出金、収入済額 2 億 779 万 3,806 円、介護給付費の県負担金が主なものです。

款、6 入金、収入済額 1 億 8,953 万 16 円、一般会計からの繰入は、介護給付費の町負担分及び運営事務費が主なものです。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをお願いします。款、1 総務費、支出済額 4,422 万 3,565 円、事務及び介護認定の経費であります。

款、2 保険給付費、支出済額 11 億 8,991 万 6,938 円、歳出総額の 89.5%を占めております。

款、3 地域支援事業費、支出済額 5,907 万 1,090 円、介護予防事業、地域包括支援センター等の経費であります。

款、5 諸支出金、支出済額 3,617 万 4,553 円、主に国・県負担金の過年度収入金の精算による払戻です。

21 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 13 億 9,274 万 9,552 円 歳出総額 13 億 2,944 万 43 円、歳入歳出差引額は、6,330 万 9,509 円の実質収支額となり、地方自治法の規定により基金繰入額を 3 千 200 万円とし、決算といたしました。

以上、介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、後期高齢者医療特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第 58 号平成 30 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

高齢化の進行に伴い、年々被保険者が増加し、平成 30 年度末現在で前年度比 57 名増の 2,137 名となりました。

歳入から説明いたします。1 ページをお願いします。款、1 後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億 1,905 万 6,950 円、保険料の収納率は、99.6%です。また、過年度からの債権

について、25万6,696円を不納欠損処分としています。

款、3 繰入金、収入済額1億7,254万6,282円、この会計の運営経費のほか、後期高齢者医療広域連合の事務費及び療養給付費、並びに保険料を公費で負担する保険基盤安定制度の玉城町負担分を一般会計から繰入れたものです。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。款、1 総務費、支出済額401万1,732円、事務経費であります。

款、2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額2億8,747万6,990円、広域連合事務経費と療養給付費及び保険基盤安定制度の玉城町負担分並びに町で収納しました保険料を納付したものです。

款、3 諸支出金、支出済額22万9,164円は、資格喪失等のために還付した過年度分の保険料還付金です。

13ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額2億9,481万8,956円 歳出総額2億9,171万7,886円、歳入歳出差引額は、310万1,070円の実質収支額となり翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明とさせていただきます。

一般会計並びに各特別会計決算の認定につきまして、ご審議のほどご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 病院老健事務局長 中世古 憲司 君

○病院老健事務局長 中世古 憲司 それでは担当いたします議案第59号平成30年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして説明を申し上げます。

議案書1ページ目の決算報告書をお開きいただきますようお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございますが、こちらにつきましては税込み金額にて計上いたしておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

はじめに収入でございます。病院事業収益は予算額6億2千610万2千円に対しまして、決算額は6億5千334万6千72円となり、予算対比では2千724万4千72円の収入超過となりました。執行率といたしましては、104.3%でございます。

次に支出でございますが、病院事業費用予算額6億8千136万5千円に対しまして、決算額は6億5千955万7千445円となりまして、不用額2千180万7千555円となりました。執行率は約96.8%でございます。この内容につきましては、3ページの損益計算書で説明をいたしますので、3ページ目を宜しくお願い致します。ここからの金額の計上につきましては、税抜き金額でございますので、先の決算報告書との金額と合致いたしませんので、よろしくようお願いいたします。

はじめに、医業収益でございますが、まず、入院収益におきましては、年間延べ患者数は、予算予定量18,197人に対し18,302人となり105人の超過で、一日平均

50. 1人、病床利用率は約100.2%でございました。収益金額といたしまして3億7千940万3千501円で、前年度比1.1%増でございました。

つぎに、外来収益におきましては、延べ患者数26,978人、一日平均110.6人で、この収益が1億3千829万5千897円で、前年度比約2.3%増でございます。

その他医業収益といたしましては、5千773万6千788円で前年度比ほぼ横ばいがあります。これら医業収益を合わせまして5億7千543万6千186円で、前年度比約1.3%増で758万7千265円の増額となりました。常勤内科医師の不在、医師不足による三重大学医学部からの派遣医師の減少など、厳しい状況下が続いておりますが入院におきましては、平成30年度におきましては、療養病床50床を有効利用し、地域の病院連携を強化し、入退院調整をすることにより病床利用率をほぼ100%で稼働させております。外来におきましては、内科の患者様を院長による総合診療でのフォローと非常勤の内科医師の確保により、診療報酬の確保に努めました。

次に医業費用でございますが、職員の給与費が4億3千115万1千299円、前年度比約0.3%の減、薬品等の材料費が5千309万2千692円、前年度比約2.4%の減、経費が9千790万1千28円前年度比約1.5%減で、その他減価償却費、研究研修費のそれぞれの費用を合わせまして、合計6億1千982万7千513円、前年度比ほぼ横ばいとなりました。

したがって、医業収支の医業損失といたしましては、4千439万1千327円、医業収支比率92.8%となりまして、前年度と比較すると医業損失額は、648万9千362円減少いたしました。

また、医業外収益におきましては、一般会計から補助金562万6千円、負担金5千286万7千円、その他収益を合わせまして合計6千827万3千602円となりました。

医業外費用におきましては、企業債利息等の1千116万8千88円のほか、それぞれの費用合わせて2千989万6千679円となりました。

結果、経常収支といたしましては、経常損失601万4千404円を計上いたしました。

また、30年度におきましても昨年に引き続き、三重大学医学部寄付金講座への寄付金といたしまして、特別利益及び特別損失をそれぞれ500万円計上し、当年度純損失を601万4千404円とし、前年度繰越欠損金2千795万8千24円を差引し、当年度未処理欠損金を3千396万5千228円といたしました。

以上の科目別明細につきましては、キャッシュ・フロー計算書を19ページに、収益費用明細書を20ページから22ページに添付をいたしておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

続きまして2ページ目に戻りまして、資本的収支でございます。収入では、予算額2千416万8千円に対しまして決算額は同額の2千416万8千円となり、支出では予算額5千520万3千円に対し、決算額5千520万2千638円であります。この収支不足

額3千103万4千638円は過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、建設改良費1千549万5千840円につきましては、昇降式介護浴槽ほか17ページ記載のと通りの医療用機器等の購入費用でございます。

その他添付資料といたしまして、5ページに剰余金計算書を、6ページに欠損金処理計算書を、7ページから9ページに貸借対照表を、11ページから18ページに事業報告書、また、19ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書、付属明細書と、この会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。

ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上病院事業会計につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、続きまして、議案第61号平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

議案書1ページの決算報告書をお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、まず、収入ですが、介護老人保健施設事業収益予算額3億7千245万8千円に対しまして、決算額3億7千418万8千61円となり、予算対比では196万61円の収入超過で、執行率約100.52%でございます。

次に支出ですが、介護老人保健施設事業費用予算額3億9千193万5千円に対しまして、決算額3億7千904万4千932円となり、不用額1千289万68円で執行率約96.7%でございます。この内容につきましては、3ページの損益計算書により事業ごとに説明申し上げます。3ページをお願いいたします。1項の施設営業収益でございますが、長期短期入所合わせて年間延べ利用者数18,466人、前年度比4.2%増で、一日平均50.6人の利用があり、これに対します収益は、2億3千321万1千562円で、前年度比7.5%増となりました。これに対します2項の施設営業費用は、給与費等の費用合計が2億7千43万3千364円で前年度比約6.7%増となり、差し引き3千721万1千802円の営業損失となりました。

3項の通所営業収益でございますが、年間延べ利用者数5,488人、前年度比4.7%増、一日平均17.8人の利用があり、これに対します収益は、5千732万6千458円で、前年度比約6.1%減とすることになりました。これに対します4項の通所営業費用は、給与費等の費用合計が5千753万621円で前年度比約4.9%増で、差し引き20万4千163円の営業損失となりました。

次に4ページ、5項、訪問看護営業収益であります。年間延べ利用者数が3,479人、前年度比約3.1%増で日平均14.8人となりました。この営業収益は、合計で2千501万505円、前年度比1.09%の増でありまして、これにかかる6項の営業費用は、合計で1千617万4千613円、前年度比約37.7%の減となり、差し引き8

83万5千892円の営業利益となっております。

7項、訪問介護営業収益でございますが、年間延べ利用者数が2,876人、前年度比約13.0%減、日平均11.8人となり、この営業収益が1千263万340円、前年度比約15.5%減でありまして、これにかかる8項の営業費用は、合計で1千13万8千635円、前年比約12.6%の減となり、差し引き249万1千705円の営業利益となっております。

次に、9項、居宅介護支援営業収益であります。年間延べ1,767人、前年度比0.9%増で月平均147.2人の利用があり、この営業収益が2千570万6千740円、前年度比約1.4%増、これにかかる10項の営業費用が2千249万4千226円、前年度比約1.6%増となり差し引き321万2千514円の営業利益となっております。

次に営業外収益であります。一般会計からの償還利息等への補助金と運営補助金で1千709万3千円及び公会計制度の改正による長期前受金戻入245万2千307円を含め、合計2千52万2千456円、営業外費用につきましては企業債利息227万3千473円であり、差し引き1千824万8千983円の営業外利益となっております。

従いまして、事業全体では、経常損失は、462万6千871円になり、前年度繰越欠損金3千54万4千311円を差し引いた、3千517万1千182円を当年度未処理欠損金といたしました。

以上の損益計算書の明細につきましては、21ページにキャッシュ・フロー計算書を、22ページから28ページに収益費用明細書を添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に2ページにお戻りいただきまして、資本的収支でございます。

収入では、予算額1千269万8千円に対しまして決算額1千269万7千円で、一般会計補助金であります。支出では予算額2千18万4千円に対しまして決算額2千18万3千507円となりました。内容については、記載のとおり企業債償還金となっております。

なお、収支における不足額748万6千507円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

その他添付資料といたしまして、6ページに剰余金計算書を、7ページに欠損金処理計算書を、8、9ページに貸借対照表を、11ページから19ページに事業報告書、また、21ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書、付属明細書を添付させていただいておりますので、後刻ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 上下水道課長 真砂浩行 君

○上下水道課長 真砂浩行 ええ、それでは、所管いたします議案第60号及び第62号

の補足説明をいたします。

まず、議案第60号 平成30年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、説明を申し上げます。議案書の決算報告書1ページをお開き下さい。まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。上段の収入について、水道事業収益全体で、予算額の合計欄3億2千755万円に対しまして、決算額は、3億2千441万183円で、313万9千817円の収入減となりました。決算額の内訳は、営業収益3億93万8千835円、営業外収益2千347万1千348円です。下段の支出について、水道事業費用全体で、予算額の合計欄2億9千594万3千円に対しまして、決算額は、2億7千540万1千967円で、2千54万1千33円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用2億5千617万246円、営業外費用1千918万8千21円、特別損失4万3千700円です。この内容について、損益計算書で説明いたしますので、3ページをお開き下さい。なお、損益計算書では消費税を抜いた金額となり、先程の決算報告書とは数字が合致いたしませんのでご了承ください。

まず、営業収益の合計は、2億7千875万4千154円で、主なものは給水収益2億7千752万5千613円です。給水収益は前年度と比較して539万3千529円の減、率にして1.91%減少しました。収納率は決算時点で85.36%、5月末時点では99.69%になっています。給水収益の詳細は、年度間の有収水量が202万8千601立方メートルとなり、前年度と比較して3万9千876立方メートルの減、率にして1.93%減少しました。なお、有収率は、85.27%でした。給水人口はええ、年度末で、1万5千456人で、前年度と比較して115人の減少、一方、給水件数は、6千107件で、前年度と比較して24件の増加となり、町全人口に対する給水人口の割合は、99.73%でございました。つづいて、営業費用の合計は、2億4千952万9千532円で、主なものは、原水費4千843万5千133円、配水費3千182万545円、総係費4千159万9千347円、減価償却費1億2千746万1千933円です。営業収支差引の結果、営業利益は、2千922万4千622円となりました。つぎに営業外収益の合計は、2千343万2千850円で、主なものは、長期前受金戻入2千224万7千49円です。つづきまして、営業外費用の合計は、828万1千896円で、主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費で818万4千121円です。営業外収支差引の結果が、1千515万954円となり、営業および営業外収支を併せた経常利益は、4千437万5千576円となりました。

この経常利益と特別損失4万3千700円を併せた当年度純利益は、4千433万1千876円となり、その他の未処分利益剰余金変動額4千202万9千141円と併せた8千636万1千17円が当年度未処分利益剰余金となりました。以上の科目別明細については収益費用明細書を24ページから27ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に5ページをお開き下さい。剰余金の処分案ですが、未処分利益剰余金の年度末現在高8千636万1千177円のうち、4千202万9千141円を資本金への組入れとし、4千433万1千876円を減債積立金として処分したいとするものです。

次に2ページにお戻りください。資本的収入および支出の説明を申し上げます。上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄882万3千円に対しまして、決算額は1千052万8千880円で、170万5千880円の収入超過となりました。決算額の内訳は分担金及び自治区消火栓設置に伴う繰入金であり、下水道工事に伴い移設した水道管工事の負担金および新規加入に伴う加入者分担金等となっています。

つづいて下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄1億4千811万5千円に対しまして、決算額は、1億942万6千166円となり、差引3千868万8千834円のうち3千830万4千円は、翌年度繰越額で、38万4千834円は、不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費6千634万7千215円、固定資産購入費104万9千810円、償還金4千202万9千141円です。なお、資本的収支における不足額9千889万7千286円は、減債積立金4千202万9千141円、過年度分損益勘定留保資金5千245万1千276円及び当年度分消費税資本的収支調整額441万6千869円で補填いたしました。建設改良費における主要工事の概要5件については13ページに、その他の添付資料といたしまして、4ページに剰余計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから21ページに事業報告書、23ページにキャッシュフロー計算書、24ページ以降に付属明細を添付しておりますので、後刻ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第60号 平成30年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の補足説明とさせていただきます。

つぎに、下水道会計です。議案第62号 平成30年度玉城町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開き下さい。まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。上段の収入について、下水道事業収益全体で、予算額の合計欄4億4千981万8千円に対しまして、決算額は、4億5千101万3千664円で、119万5千664円の収入超過となりました。決算額の内訳は、営業収益1億1千605万8千450円、営業外収益3億3千495万5千214円です。下段の支出について、下水道事業費用全体で、予算額の合計欄5億7千57万円に対しまして、決算額は、5億6千756万156円で、300万9千844円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用4億4千889万8千442円、営業外費用9千374万4千594円、特別損失2千491万7千120円です。この内容について損益計算書で説明いたしますので、3ページをお開き下さい。なお、損益計算書

は消費税を抜いた金額となり、先程の決算報告書とは数字が合致いたしませんのでご了承ください。

まず、営業収益合計は、1億750万3千884円で、主なものは、下水道使用料1億718万1千884円です。下水道使用料は前年度と比較して154万3千467円の増加、率にして1.46%増加いたしました。収納率は決算時点で84.72%、5月末時点では、99.72%となっています。営業収益の詳細は、年度間汚水処理量が115万62立方メートルとなり、前年度と比較して2万1千292立方メートルの増加、率にして1.89%増加しました。

新たに下田辺地区の一部において、供用を開始したことから、下水道処理計画区域内の人口に対する普及率は、97.91%となり、前年度の97.15%から0.76ポイント増加しています。また、供用開始区域内での接続人口は、前年度1万35人から132人増加の1万167人となり、接続率としては77.25%、前年度の76.29%から0.96ポイント増加しております。なお全人口に対して水洗便所が利用できる人口の割合を示す下水道処理人口普及率は、公共下水道で84.93%、農業集落排水と併せると93.80%となりました。

つづきまして、営業費用の合計は、4億3千610万1千85円で、主なものは管渠費1千742万416円、ああごめんなさい1千742万416円、ええ旧処理場改築に伴う処理場費、汚泥棟の改築として1千75万4千899円、総係費1千171万1千501円、流域下水道維持管理負担金1億2千49万7千32円、減価償却費2億7千571万7千237円です。営業収支差引の結果、営業損失は、3億2千859万7千201円となりました。

つぎに営業外収益の合計は、3億3千255万4千337円で、主なものは、他会計負担金および補助金1億9千576万8千円、長期前受金戻入1億3千678万6千279円です。

つづきまして、営業外費用の合計は、9千376万2千348円で、主なものは、企業債の償還に伴う支払利息9千374万4千266円です。営業外収支差引の結果が、2億3千879万1千989円となり、営業及び営業外収支を併せた経常損失は、8千980万5千212円となりました。

この経常損失と特別損失2千491万7千120円を併せた当年度純損失は、1億1千472万2千332円となり、前年度からの繰越欠損金8億ああごめんなさい8億262万2千764円と併せた9億1千734万5千96円が当年度未処理欠損金となりました。

以上の科目別明細については収益費用明細書を20ページから21ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

つぎに2ページにお戻りください。しゅうえああ、資本的収入および支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄5億4千95万5千円に對しまして、決算額は、4億1千711万6千828円で、1億2千383万8千172円の収入減となりました。この収入減は、建設改良費の一部を翌年度へ繰越すことにより、その財源である企業債、国庫補助金、一般会計補助金の合計1億2千122万9千円が令和元年度での財源となることから、30年度決算上の収入としては不要となりました。また、29年度から繰越した建設改良費の減額精算に伴い、一般会計補助金等の充当財源が減額となったことが主な要因です。決算額の内訳は、企業債 1億1千400万円、補助金2億8千657万1千828円、負担金1千654万5千円となっております。

つづきまして下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄5億4千95万5千円 に対して、決算額は4億1千711万6千828円となりました。翌年度への繰越額を建設改良費の1億2千122万9千円とし、差引260万9千172円が不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費1億9千603万2千381円、償還金2億2千108万4千447円です。建設改良費における主要事業の概要8件につきましては、12ページから13ページに、その他添付資料といたしまして、4ページに剰余金計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから18ページに事業報告書、19ページにキャッシュフロー計算書、20ページ以降に付属明細を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第62号 平成30年度玉城町下水道事業会計決算の認定の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は、終わりました。続いて監査委員より決算審査結果の報告を求めます。監査委員中村功君

○監査委員（中村 功）それでは、お手元の報告第9号、第10号により報告を行います。今議会において、一括上程されております、議案第52号ないし議案第62号までの平成30年度玉城町一般会計及び、各特別会計歳入歳出決算、歳出決算の認定について並びに各企業会計の事業決算の認定 につきまして 決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査は、さる7月1日から7月12日までの間に亘り、役場第2委員会室において、坪井信義委員とともに行いました。

はじめに、議案第52号ないし議案第58号平成30年度玉城町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算にかかる決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、町長により審査に付されました一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産および基金の運用状況を示す書類につきまして、審査を行いました。

以降、意見書の関連ページを説明いたします。

審査意見書の1ページには、審査結果の概要を記載していますが、いずれの書類も関係法令に基づいており、その計数は関係諸帳簿、証憑書類等を照会いたしました結果、正確であり、予算の執行につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。公有財産、物品、基金につきましては、9ページから11ページに記載していますが、その運用、管理につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

特に、土地、建物等の公有財産の管理につきましては、関係法令などに定められた公有財産台帳、管理簿をはじめ、図面等の関係書類は、整備されており、今後、財産異動台帳への記載に遺漏なきよう注意を払われたい。

このほか、行政運営における意見として、防災対策について、近年増加傾向にある地震や台風、豪雨などによる自然災害に備え、強靱なまちづくりとして、住民の防災意識の醸成を図り、地域防災計画、タイムライン、業務継続計画、地域防災マップの見直しを行うなど、防災減災対策に万全を期されたい。さらに、公共施設の管理について、本町の公共施設の殆どが、建築後、数十年が経過していることから、経年劣化による補修が実施されており、長寿命化対策の維持補修経費が年々嵩んでいるところから、これらの施設管理については、今後策定される、公共施設等個別施設計画における、インフラ整備の方針、動向を注視しますが、当面、十分な安全管理を実施するとともに、効率的な維持管理を行い、安全性と機能性を確保されるよう望むところであります。

また、職員配置について、職種によって、近年、専門性を求められることから、道路整備、施設の維持、公会計の対応などの部門において、専門性をもった職員の配置や、職員の人材育成を望みます。

特に、保育部門において、保育士による非正規職員の割合が増加していることに加え、保育士が行う保育外業務が煩雑化しています。未満児保育、障がい児保育、延長保育など、多様化する保育ニーズに迅速かつ、柔軟に対応できる環境を整えるとともに、保育士が、子どもと関わる保育時間を確保し、園児の生命の保持及び、情緒の安定を図り、保育サービスをより充実させるよう、保育士の人材確保と正規職員の配置を求めたい。

町民だれもが安心して元気に暮らしてもらうため、町総合計画や行財政改革プラン「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実行し、かつ年度ごとの検証を実施していくことが重要であります。町民とのコミュニケーションを大切にし、住民要望に応えられるよう住民主体の自治体運営が行われることを期待するものであります。

4ページをご覧ください。

一般会計の決算であります。歳入総額は、63億8千180万8千831円で、前年度比較で0.9%の増となっております。

歳出は60億4千30万3千643円で、前年度比で、5.7%の増加となり、翌年度へ繰越すべき財源1億1千17万5千円を差し引いた実質収支額は2億3千133万188円であります。

5 ページから 7 ページをご覧ください。

5 ページの歳入の状況について、歳入の根幹となる町税収入全体は、前年度比 106.6%となり、7 ページの町民税では、対前年度比 114.2%で、中でも法人町民税は、対前年度比 151.2%の 3 億 7 千 120 万 6 千 450 円となり、1 億 2 千 576 万 5 千 500 円の増収となっております。その様な状況の中で、固定資産税等の不納欠損処分を行った結果、町税の収入未済額は、8 千 313 万 5 千 819 円となりました。

町財政の自主財源の根幹となる町税の収入未済額の減少と収納率の向上には、万全の対策を講じ、税の公平性を確保するためにも、引き続き、玉城町町税等滞納整理機構による徴収の強化、さらに三重県地方税管理回収機構との連携を、より密にして、滞納者には、法に則って、粛々と徴収に努められたい。

なお、回収不能の債権については、今後も未収金の債権としての価値の有無などの法的な調査、確認を十分に行い、適切な処理を行われたいと思います。

次に、歳出の状況であります、8 ページをご覧ください。

予算の執行率は 94.5%で、各科目の歳出内容については概ね、経費の節減に努力し、計画的に事業が推進されております。

歳出における決算額は、60 億 4 千 30 万 3 千 643 円で、翌年度繰越額は、1 億 6 千 520 万 7 千円となり、前年度と比較すると、65.9%減少しています。大きなものは災害復旧に伴う経費で、国の補助事業の関連などで、翌年度繰り越しは、止むを得ないものの、会計年度内での処理が原則であることを十分留意されるよう望むものであります。

予算の執行につきましては、概ね適正に処理されていますが、とりわけ、業務の発注に際しては、法令等に則った競争入札や、長期継続契約の有効活用を図りながら、適切な会計処理を期待するものであります。

なお、不用額は、1 億 8 千 926 万 3 千 357 円で、前年度より 1.2%増加しており、なるべく不用額とならないよう予算措置を望むものであります。

次に、玉城町国民健康保険特別会計をはじめ、6 事業の特別会計についても審査を行い、決算審査意見書の 12 ページから 19 ページにわたり、その結果を記載いたしました。

いずれの書類も関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳簿類と照合致しました結果、いずれの会計も正確に処理にされているものと認めた次第であります。

1 2 ページの「国民健康保険特別会計」について、今年度は、保険給付費の増加に伴い、歳入歳出差引額が 8 千 43 万 3 千 647 円となり、基金への積立 4 千 100 万円を差し引いた額 3 千 943 万 3 千 647 円を翌年度へ繰り越す決算となりました。

保険給付費の抑制への取り組みとして、引き続き、健康づくり事業や健康診断等の予防対策を推進し、町民の健康保持と共に、医療費の抑制に努めていただくよう望むものであります。

また、健全な保険制度の運営は、保険者の公平性の保持のうえから、未収金対策をしつかり講じられるよう望むものであります。

18 ページの「介護保険特別会計」については、平成 30 年度は第 7 期介護保険事業計画の初年度でありました。

歳出総額は、予算額 14 億 1 千 341 万 3 千円に対し 13 億 2 千 944 万 43 円で、介護サービス給付費実績が計画値より下回ったことにより、8 千 397 万 2 千 957 円が不用額となりました。

これは、認知症施策の推進、生活支援コーディネーターの設置、地域包括支援室の機能強化に取り組んだ結果だと評価します。

今後も、地域にふさわしいサービス提供体制を整えていくことが重要であり、併せて介護保険料の上昇を抑えるためにも、地域支援事業の更なる充実を望むものであります。

なお、これ以外の特別会計については、その詳細を 15 ページから 17 ページ、及び、19 ページに記載しましたので、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第 59 号平成 30 年度玉城町病院事業会計決算の認定についてないし議案第 62 号平成 30 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

報告第 10 号「玉城町公営企業会計決算審査意見書」をご覧ください。

この 4 事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則等に則り、運営されているかどうかについて慎重に審査をいたしたところであります。

審査の結果、各事業会計決算ならびに決算諸表はいずれも地方公営企業法の諸規定および会計原則に準拠して作成されており、かつ、諸帳簿、書類を照合・点検の結果、いずれも符合し、計数的にも正確であり、予算の執行も計画的、効率的に行われ、当該年度の実績および財政状況を適正に示しているものと認めた次第であります。

それでは事業会計別にご報告申し上げます。まず病院事業会計でございますが、3 ページをご覧ください。

玉城病院の年間入院患者数は延べ 18,302 人で昨年度と比較して 0.1%の 13 人増加しています。外来患者数は年間延べ 26,978 人で 0.6%の 156 人の減少となっております。

4 ページ下段の「決算について」の損益計算、消費税は含まないということでございます。

入院収益は、3 億 7 千 940 万 3 千 501 円となり、前年度比で、442 万 6 千 671 円、率にして 1.2%増加しています。また、外来収益は、1 億 3 千 829 万 5 千 897 円となり、前年度比で 315 万 1 千 637 円、率で 2.3%の増収となっております。

一方で、これらにかかる医業費用は6億1千982万7千513円で、医業収支比率は92.8%となり、前年度比で1.0ポイント増加しています。医業収支は4千439万1千327円の損失となり、前年度対比で12.8%の減648万9千362円、損失が減少しています。

また、病院事業全体では、当年度純損失が601万4千404円となり、それに前年度繰越欠損金2千795万824円と合わせた結果、当年度未処理欠損金は、3千396万5千228円となりました。

当病院は、療養病床50床を最大限に利用して、近隣の急性期病院、診療所・在宅からの入院を受け入れて、病床利用率の向上に努め、地域のニーズに合わせた病院運営を行っており、平成30年度の病床利用率は100.3%で、前年度比で0.4ポイント向上しています。県下の自治体病院の中では、高い数値を実現しておりますが、自治体病院をめぐる経営環境は、医療保険制度の改正、慢性的な医師・看護師の不足など厳しい状況にあります。

引き続き将来を見据えた経営がなされることを期待すると共に、地域の拠点病院の役割を果せられるよう望むものであります。

次に、「水道事業会計決算」であります。11ページをご覧ください。

業務量は、給水人口15,456人で、前年度比で0.7%の減少となりましたが、年間総配水量は、237万9千51m³で、前年度より1.6%の増加となっております。

また、年間総有収水量は、前年度と比べ3万9千876m³減少し、202万8千601m³となりましたが、有収率は、前年度より3.0ポイント減の85.3%となりました。13ページ上段の「決算について」の損益計算によりますと、給水収益などの営業収益は2億7千875万4千154円で前年度比で1.8%の減収となっております。これにかかる営業費用は2億4千952万9千532円で、営業収支比率は111.7%となり、前年度比較で1.4ポイントの減少となっております。

経常利益から特別損失を差し引いた、当年度当年度純利益は、4千433万1千876円で、これに、その他未処分利益剰余金変動額4千202万9千141円を加えた、8千636万1千17円が当年度の未処分利益剰余金となりました。

水道事業の運営は、公営企業として、ほぼ安定的な運営がなされておりますが、今後、施設の老朽化に伴い多額の更新投資が必要となってくる反面、人口減少に伴い厳しい収入が見込まれる中で、必要な投資を行うための財源を確保し、安定した経営を行うため策定した玉城町水道事業経営戦略を基に、経営健全な経営を堅持するよう求めたものであります。

次に介護老人保健施設事業会計決算でございます。19ページをご覧ください。

ケアハイツ玉城は、入所、通所、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援の5つの事業を実施しています。その内、施設の入所状況は、長期短期を含めた年間入所者数は、18,466で入所は定員51人に対し、日(にち)平均50.6人の利用が有り、99.2%の利用を保持していま

す。22 ページの「決算について」の内訳を見ると、5つの事業を合わせた営業収益の合計額は、3億5千389万5千605円、それにかかる営業費用は、3億7千677万1千459円で、営業外利益を合わせた、当年度純損失は、462万6千871円となり、その結果、前年度繰越欠損金を加えた、当年度未処理欠損金は、3千517万1千182円となりました。事業収益の約3分の2を占める施設運営事業の営業収支は、3千721万円余の営業損失を計上しています。加えて通所事業の損失が20万4千163円となっており、これらの事業については、一層の経営改善に努めるよう求めたものであります。

介護老人保健施設におけるリスクの範囲は、転倒や誤嚥、入所・通所者からの苦情、地域との連携など、極めて多岐の及ぶことから、様々なリスクマネジメントの強化が重要だと考えます。

次に「下水道事業会計決算」の、31 ページをご覧ください。業務量については、平成30年度末の接続率は、区域内人口13,162人に対し、排水設備接続人口は、10,167人の、77.25%となり、前年度と比較すると1.0ポイント増加した結果となりました。年間総排水量は、115万62m³となり昨年度より1.9%増加しています。32 ページ下段の決算についての損益計算では、1億750万3千884円の営業収益に対し、営業費用は4億3千610万1千85円で、営業損失は、3億2千859万7千201円になりました。これに営業外収支、特別損失を合せた当年度純損失は、1億1千472万2千332円で、前年度繰越欠損金8億262万2千764円を合わせた当年度未処理欠損金、9億1千734万5千96円を翌年度へ繰り越す決算となっております。

30年度も社会資本整備総合交付金事業を活用した供用区域の拡大整備を継続すると共に面整備完了区域の供用開始を行い、処理区域内人口に対する普及率は97.91%となり、町全人口に対する下水道の普及率は84.93%となりました。今後、拡張から維持管理に移行していくなかで、経営戦略に基づき、料金改定および財源の確保、繰越欠損金の処理方法等、公営企業として健全な経営が継続できるよう対応を望むものであります。

最後に、すべての公営企業会計を通して、行政の公平性と公営企業としての経営の健全性維持の観点からも未収金の徴収については特段の努力を切望するものであります。以上で公営企業会計決算審査の結果報告といたします。

只今ご報告申し上げました、一般会計、各特別会計、並びに、各企業会計決算審査の詳細につきましては、審査意見書をご高覧くださりますようお願い申し上げます。

また、財政健全化法が施行されたことに伴い一般会計並びに公営企業等の財政健全化比率につきましてはの審査をいたしましたので、意見書をお付けしております。

いずれの会計も問題ないと確認した次第であります。どうぞ併せてご高覧いただきます

ようお願いいたします。

以上で平成30年度決算の審査報告といたします。

○議長（山口 和宏）以上で監査委員の報告は終わりました。会議の途中ですが、10分間の休憩とします。

11:30

（暫時休憩）

11:40

○議長（山口 和宏）休憩前に続き会議を開きます。ええちょっとお諮りします。12時回りますけどお昼の回りますけど、続けさしてもろてもよろしいですか。

（はいの声）

○議長（山口 和宏）はい、次に日程第15議案第63号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び、日程第16議案第64号玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを一括議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

（議長の声あり）

○議長（山口 和宏）町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第63号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることとなります。これに伴い関係する条例において所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

なお、詳細は、総務政策課長から説明させます。

次に議案第64号玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。ただいま説明の63号と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設される会計年度任用職員の報酬、期末手当等について整備を行うため、この条例を制定するものであります。

なお、詳細は、総務政策課長から説明をいたさせます。どうぞよろしく申し上げます。

（議長と呼ぶ声）

○議長（山口 和宏）総務政策課長 中西元 君

○総務政策課長（中西 元）それでは、議案第63号及び64号につきまして、補足説明を申し上げます。まず議案第63号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正条例議案の3ページから8ページにより説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成29年5月17日に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が来年4月から新たに導入されることから、玉城町職員定数条例をはじめ、関連する13条例について改正する必要があるため、それらを一括した改正条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の概要を申し上げます。

まず、全体的には、第1条から13条までの各条項において、13の条例それぞれについて整備を行っております。

具体的には、全体を通して会計年度任用職員制度創設に伴う用語の整理と併せ、議案64号で上程いたしております条例との整理のほか、第8条で委員会の委員の整理を行い特別職、非常勤職員としての位置づけを明確化しております。また第13条では、外国語指導助手、いわゆるALTに関し、新制度に移行することから、廃止するものでございます。以上、議案第63号の補足説明といたします。

続きまして、議案第64号玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正条例議案の11ページから17ページにより説明を行います。

本条例につきましては、前議案同様、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が来年4月から新たに導入されることから、該当する職員の報酬、期末手当、費用弁償などについて、制定をいたすものでございます。

なお、今回の制定にあたり、現在、町では、地方公務員法第17条に基づく業務補助職員と同法22条に基づく臨時職員を配置している現状でございます。業務補助職員については、平成28年の見直しにより、一部の月を除き1カ月につき18日の範囲として運用しており、また短期間で勤務する臨時職員と合わせまして、いずれもフルタイムでなくパートタイムとして雇用していることから、本条例におきましても新地方公務員法第22条の2第1項第1号のいわゆるパートタイム会計年度任用職員の規定のみを整備したところでございます。

それでは、条例の概要を申し上げます。11ページをご覧いただきたいと思います。まず、1条におきましては条例の趣旨を定めております。

次に、2条から8条については報酬について規定いたしております。具体的には、2条で報酬の区分、3条で給与基準、4条で特殊勤務手当、5条で時間外勤務手当、6条で休日勤務手当、7条で夜間勤務手当について規定いたしております。なお、各種手当の支給につきましても、いずれも正規職員と同様の取扱いといたしております。

次に、第9条では、改正法により支給可能となった期末手当について規定しておりますが、支給要件を任期が6カ月以上とし、支給率は再任用職員・任期付職員と同様の取扱い

といたしております。

次に、第10条では報酬の支給基準について、第11条では1時間あたりの報酬を規定し、第13条及び第14条では、通勤及び旅費にかかる費用弁償について規定いたしております。いずれも正規職員と同様の取扱いといたしております。

次に、第17条では、その他の必要事項については規則委任とし、勤務時間や休暇などの勤務条件につきましては規則で定めることといたしております。

最後に、附則において、この条例の施行期日を令和2年4月1日といたしております。

以上、簡単ではございますが所管いたします2条例についての補足説明といたします。よろしく、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。次に、日程第17議案第65号玉城町印鑑条例の一部改正についてないし、日程第23議案第71号玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

（議長と呼ぶ声）

○議長（山口 和宏）町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第65号玉城町印鑑条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、本町においても旧氏を併記することを可能にするため、及びコンビニエンスストア等で証明書交付サービスを開始することに伴い、関係規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

次に、議案第66号玉城町自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、自転車の防犯登録についての考え方について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に照らし、関係規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、税務住民課生活環境室長から説明をさせます。

次に、議案第67号町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことにより6月定例会で専決処分をお願いしたところではありますが、施行期日が本年10月1日以降となっているものについて、整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

次に、議案第68号玉城町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、放置自転車等の撤去・保管に係る費用の規定について、精査を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、税務住民課生活環境室長から説明をさせます。

次に、議案第69号玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、連携協力を行う保育所、幼稚園等の確保にかかる経過措置の延長及び緩和措置等について、同様の改正を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第70号玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、指定都市も放課後児童支援員認定資格研修を実施することができるようになり、職員の資格要件について、同様の改正を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第71号玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。水道法の一部を改正する法律、施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。以上よろしく申し上げます。

(議長と呼ぶ声)

○議長(山口 和宏) 税務住民課長 田村 優 君

○税務住民課長(田村 優) それでは一括上程されました条例改正案のうち議案第65号及び議案67号につきまして補足の説明を申し上げます。まず議案第65号玉城町印鑑条例の一部改正を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。本議案は住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成31年4月17日に公布され令和元年11月5日から施行されることに伴い、本町におきましても印鑑登録証明書に旧氏を併記することが可能となったため、旧氏併記を行うこと並びに平成16年に性同一性障害者に取り扱いの特例に関する法律が施行されたこれいわ4ねん5ねんとによりまして、今回条例改正を機会に町内市町と同様に性別表記を廃止すること及び令和2年1月20日からコンビニエンスストア等設置された、多機能端末機のシステムを用いた証明書交付サービスを開始することに伴い、個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請手続きに関し、必要な事項を定めるため、規定等について整備を行うための条例改正をしようとするものでございます。条例改正議案25ページから28ページでございます。それでは内容につきましては、議案補足資料の条例改正新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。まず第2条は語句の整理でございます。次に第6条は印鑑登録について旧氏を併記するための規定の整備でございます。第7条は登録事項にかかる追加規定及び男女の別の規定の削除を行ってございます。次に2ページ第11条は、3項4項に

において印鑑登録証明書交付の申請について、今回コンビニ交付にかかる追加規定を定めてございます。第12条は印鑑登録証の規定で旧氏にかかる追加規定及び男女の別の規定の削除を行ってございます。第15条は印鑑登録の抹消について旧氏にかかる追加規定を行ってございます。不足については、施工期日について令和元年11月5日といたしました。ただし11条については、令和2年1月20日といたしてございます。以上玉城町印鑑条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第67号町税条例等の一部を改正する条例につきまして補足の説明を申し上げます。議案書につきましては、33ページから48ページでございます。今回改正は地方税法の一部改正が行われたこと等によりまして、条例を改正する必要が生じたものでございます。それでは改正の詳細につきまして、お手元に配布いたしました新旧対照表を用いましてご説明を差し上げたいと思います。4ページをお願いいたします。まず付則第6条の改正につきましては、改元に伴います条文の整備でございます。次に付則第7条の3の2の改正につきましては、地方税法におきまして、住宅ローン控除期間が10年から13年に延長されたことにより、個人町民税にかかる住宅借入金等特別税額控除いわゆる住宅ローン控除でございますけれども、このことが拡大されたことによって、整備をするものであります。併せて、改元による条文整備を行ってございます。次に5ページ付則第8条の改正につきましては、改元に伴う条文の整備でございます。付則第10条の改正につきましては、固定資産税の高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋にかかる税額の減額措置の創設でございます。固定資産税の減額制度の適用を受ける際に行われなければならない申告を定めた規定の創設でございます。次に7ページにまいりまして、11条から12条及び12条の3第13条第15条の改正につきましては今回の改元に伴う条文の整備でございます。次に9ページ第16条の改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例を定めた規定でございます。第1項については改正前は平成31年度分に限った記載がなされたものを改正後は年度を限らない条文整備を行うものでございます。第2項以降については、平成29年度分の規定第2項から4項を削除いたしまして平成30年31年度の規定第5項から7項を繰り上げる条文整備を行うものであります。次に11ページ最下段の付則第16条の2の改正については、付則第16条の改正に伴う条文整備でございます。次に12ページ第17条の2第22条の改正につきましても改元に伴う条文の整備でございます。次に13ページの第2条関係では、第36条の2の改正につきまして、個人町民税の申告について確定申告の際に年末調整を受けた所得控除に変更がない場合については内訳の記載を要しないとする申告書記載事項の簡素化にをする改正がなされたため条文整備を行うものでございます。次に14ページ第36条の3の2の改正につきましては、ひとり親に対する個人住民税の非課税措置が創設されることに伴い、給与所得者の扶養親族等申告書への単身児童扶養者の記載事項の追加でございます。次に第36の3の

3の改正につきましては、前項同様に公的年金等受給者に対する対応をしたものでございます。次に第36条の4につきましては、第36条の改正に伴う条文の整備となっております。次に15ページ第90条の改正につきましては、身体障害者等に対する種別割の減免の規定は規定の条文整備を行ってございます。次に16ページ付則第15条の2につきましては、消費税の引き上げに伴う自動車税の取得時の負担感を緩和するため令和元年10月1日から令和2年9月30日までの一年間に取得した自動車、常用の軽自動車にかかる環境性能割について税率が1パーセントの車両に対して1パーセントを軽減する制度が創設されたものでございます。次に付則15条の2の2の改正につきましては、自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定で軽自動車税が種別割と環境性能割となることにより環境性能割にかかる納税義務者の特例を、特例の整備を行ったものでございます。次に17ページ15条の6の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で消費税の引き上げに伴う負担感を緩和するため環境性能割を1パーセント軽減する制度が創設されたものでございます。次に付則第16条の改正については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を定めた規定でございまして、平成31年度課税分が最終年度でございましたけれども特例期限が延長されたことにより、令和2年3年についても、従前どおりの制度で延長が行われることになったため所要の改正を行ったものでございます。次付則第16条の2の改正は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を定めた規定で軽自動車税の種別割と環境性能割となることにより、種別割にかかる納税義務者の特例の整備を行うものでございます。次に第3条関係では19ページ第24条の改正でございまして、こちらにつきましては、ひとり親にかかる住民税の非課税措置の創設のための改正でございまして、次20ページの付則16条の改正では、軽自動車税の種別割の税率にの特例の規定で改正前は平成31年課税分が最終年度でございましたけれども、特例の延長があり令和2年3年でも延長が制度が延長され常用については、令和4年5年についても延長が実施するための改正でございまして、次に第16条の2の改正につきましては、第16条の改正に伴う条文の整備でございまして、次20ページでございまして、第4条関係につきましては、平成29年玉城町条例第5号の一部改正、一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、引用する地方税法の改正に伴い、条文の整備するものでございまして、21ページの第81条の次に次に次の8条を加える改正規定の改正につきましては、日本赤十字社の軽自動車等に対する軽自動車税の非課税範囲の規定でございまして、環境性能割に関しましては当分の間、三重県下市町に変わりまして三重県が賦課徴収することから、職務上県下統一の基準とするための改正でございまして、次に第91条の2項改正規定の改正は第81条の2の改正に伴う条文整備でございまして、付則15条の次に5条を加える改正規定の改正については、法に合わせた条文の整備を行うものでございまして、また付則16条の第1項の改正規定の改正につきましては第1条による当該条文の改正を受けた条文整備でございまして、22ページ付則第1条並びに第4条の改正については、改元に伴う条文整備でございまして、次2

2 ページ第 5 条関係につきましては、平成 30 年玉城町条例第 17 号の一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、引用する地方税法等の改正に伴い条文の整備を行うものでございます。第 48 条の改正規定の改定は、法人の町民税の申告納付を規定したものでございまして、大法人にかかる法人町民税の電子申告の義務化にかかる猶予既定の創設で平成 30 年度税制改正により大法人等の電子申告の義務化が令和 2 年 4 月 1 日施行で定めてございますが、今回の改正は電気通信回線の故障、災害その他の理由によりエルタックスを使用することが困難と認められる場合につきましては、町長、税務署長の承認を受けた場合電子申告の義務は免除され、紙により申告することができる旨の規定を追加するものであります。24 ページの付則第 1 条及び第 2 条の改正につきましては、第 48 条の改正規定の改正及び改元に伴う条文整備でございます。付則第 7 条 9 条第 11 条の改正につきましては、改元に伴う条文整備でございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございますが、一部の規定につきましては付則に定める期日から施行するものでございます。以上補足説明を申し上げます。よろしくご審議の方をお願いいたします。

(議長と呼ぶ声)

○議長 (山口 和宏) 生活環境室長 見並 智俊 君

○生活環境室長 (見並 智俊) それでは、所管します 2 議案について、補足説明の方をさせていただきます。まず、条例改正議案の 29 ページそして新旧対照表ページ 3 ページをご覧くださいながら説明をさせていただきますと思います。まず、議案第 66 号玉城町自転車等の放置防止に関する条例の一部改正につきましては、利用者等の責務を規定しております本条例第 5 条第 2 項にある防犯登録につきましては、上位法であります自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車駐車対策の総合的推進に関する法律との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

続きまして、条例改正議案 49 ページ新旧対照表につきましては 27 ページをご覧くださいと思います。議案第 68 号玉城町手数料徴収条例の一部改正につきましてはでございます、玉城町手数料徴収条例第 2 条におきまして、同じく玉城町自転車等の放置防止に関する条例第 15 条第 2 項の中で、保管自転車等の利用者等から保管自転車等の撤去、保管等に要した費用の徴収額について、同様の規定をしていますことから、今回条文整備のため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、2 議案につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

(議長と呼ぶ声)

○議長 (山口 和宏) 上下水道課長 真砂 浩行 君

○上下水道課長 (真砂 浩行) それでは、議案第 71 号玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

条例改正議案についてはピー63ページをご覧ください。これは、水道法の改正により指定給水装置工事事業者に指定の更新制度が新たに導入されることから有効期限が従来の無期限から5年間となります。

この法改正に伴い、継続して指定給水装置工事事業者の登録を行う者は、5年ごとに更新する必要が生じることから新たに指定更新手数料を追加するものでございます。追加項目詳細につきましては、お手元の議案、条例改正議案ピー63ページに指定更新手数料1件当たり7千円と記載したものが追記されます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第24議案第72号令和元年度玉城町一般会計補正予算（第2号）ないし、日程第28議案第76号令和元年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

（議長と呼ぶ声）

○議長（山口 和宏）町長 辻村 修一 君

○町長（辻村 修一）議案第72号令和元年度玉城町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3千400万円を追加し、予算総額を58億5千100万円とするものであります。それでは、歳入から説明いたします。歳入の主なものは、町税において課税額の確定に伴い、固定資産税及び軽自動車税について増額を行っています。また、10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、保育料の減額や子ども子育て支援臨時交付金及び国県負担金の増額など予算の組み替えを行っています。なお、給食費については、子育て支援の観点から町単独で一部を補助することとしています。また、地方交付税では収入見込みにより、繰越金においては額の確定によりそれぞれ増額しています。

次に、歳出で、総務費では地方創生推進交付金事業として県と連携して実施する移住・就業マッチング支援事業にかかる経費を新規計上するほか、各種証明書のコンビニ交付の実施に伴う必要経費を増額計上しています。また選挙費において、知事・県議選挙の精算を行っています。民生費では、成年後見制度の利用促進体制整備にかかる経費を新規計上しています。また、利用見込みにより障害児通所給付費を増額するほか、保育所の補修費用や遊具の整備費用を計上しています。衛生費では、各事業の実施状況により、必要経費を増額しています。農林水産費では、事業の確定に伴い、食料自給力向上対策助成事業交付金を増額しています。また、田丸保育所の保育室の木質化に伴い予算を組み替えています。次に、商工費では、田丸城址のライトアップにかかる経費を増額しています。土木費では、空き家リフォーム事業補金、道路補修工事費及び修繕費用を増額するほか、小社第1号線の測量設計費を増額しています。また、地籍調査業務については、事業の見直しを

行い委託料の減額を行っています。消防費では、消防団員の装備品の追加するほか、対象者の拡大により家具転倒防止器具取付業務委託料を増額しています。教育費では、中学校のテニスコート増設とともに、グラウンド再整備にかかる経費を新規追加するほか、国体デモスポーツの実施にかかる費用及び施設運営にかかる修繕費等を増額計上しています。なお、詳細は、副町長から説明させます。

次に、議案第73号令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入では、前年度事業の確定に伴う県交付金の増額、前年度繰越金の確定に伴う増額、並びに職員配置替え等による一般会計からの事務費繰入金の増額補正を行うものです。歳出では、総務費において人件費の補正、財源内訳の補正、及び予備費を増額したものです。歳入歳出それぞれ1千14万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億8千714万7千円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第74号令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入では、地域支援事業にかかる国、県、支払基金の交付金の計上、並びに前年度繰越金の増額が主なものです。歳出では、職員手当及び共済費の増額と諸支出金において前年度事業の確定に伴う国、県、支払基金交付金の返還金の計上を行うものです。歳入歳出それぞれ3千37万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6千942万9千円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第75号令和元年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事異動に伴う給与の見直し、減価償却費等の精査、また施設修繕費および業務委託料の追加に基づくもので、収益的収入については、41万4千円の増額で、予算総額を3億1千935万7千円とし、収益的支出については、115万3千円の減額とし、予算総額を2億7千454万2千円とするものです。また、資本的収入および支出では、68万円を増額し、予算総額を1千158万4千円とするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

次に、議案第76号令和元年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事異動に伴う給与の見直し、長期前受金戻入および減価償却費等の精査に基づくもので、収益的収入では営業外収益の他会計補助金で192万3千円、長期前受金戻入で965万9千円を減額し、下水道事業収益の予算総額を4億2千473万9千円とするもので、収益的支出では営業費用の減価償却費で1千837万5千円の減額、下水道事業費用の予算総額を5億3千869万8千円とするものです。また、資本的収入および支出では、それぞれ80万3千円を減額し、予算総額を3億5千788万8千円とするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。以上よろしくお願いを申し上げます。

(議長を呼ぶ声)

○議長 (山口 和宏) 副町長 田間 宏紀 君

○副町長 (田間 宏紀) 議案第72号令和元年度玉城町一般会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。補正予算書に沿ってご説明を申し上げます。

1ページをお願いします。第1条におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ1億3千400万円を追加し、予算総額を58億5千100万円といたしたくお願いするものでございます。同条第2項に規定する3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、9ページからの「予算に関する説明、事項別明細書」により説明させていただきます。

それでは、事項別明細書であります。説明の便宜上、歳出から説明いたします。なお、新規及び主なものについての説明になりますのでご了承をお願いします。

それでは、17ページの方をお願いいたします。歳出の各費目における人件費につきましては、4月1日付の人事異動、昨年度末退職者、今年度の育児休業職員に関係する人件費等を各科目にて補正調整していますのでよろしくお願いを申し上げます。2款.総務費、1項.総務管理費、次ページ5目.財産管理費において、11節.需用費で、庁舎エアコンの修理及び庁舎西側階段手すりの設置に伴う修繕料として122万8千円、16節.原材料費では、村山龍平記念館西側の倉庫撤去に伴う収納スペースの設置に係る原材料費として70万円、25節.積立金では、前年度のふるさと応援寄付金収納9千552万4千円、実績確定によりふるさと応援基金積立金を552万3千569円増額計上しています。

次に、6目.企画費では、各種証明書のコンビニ交付実施に伴う経費として、9節旅費12万1千円及び12節役務費4千円の導入業務手数料を追加計上、19節.負担金補助及び交付金において、地方創生推進交付金を活用し、県と連携して実施する「移住・就業マッチング支援事業」にかかる事業補助金100万円を新規計上しています。この事業につきましては、財源といたしました国県合わせて75%を県補助金として充当いたしています。

次に7目.交通安全対策費、15節.工事請負費では、昨今の憂慮される交通事故に鑑み、小社2号線のグリーンベルト設置をはじめ区画線設置、事故防止安全対策の工事費用として300万円を増額しています。19ページをお願いします。同款、2項.徴税费、2目.賦課徴収費、13節.委託料において、より効率的に徴収業務を進めるための電算システム改修経費として電算委託料140万1千円の増額、23節.償還金利子及び割引料では、実績に応じて過誤納還付金を150万円増額し、450万円としています。次に同款、3項、1目.戸籍住民基本台帳費 20ページ上段13節.委託料のシステム改修委託料35万7千円は、旧姓表記、印鑑証明対応とする経費を新規計上しています。

20ページから21ページにかけての同款、4項.選挙費、3目.知事選挙費及び4目.県議会議員選挙費については、歳入の県委託金と併せ、実績により説明欄記載のとおり精査し、各科目において増減しています。21ページ下段から22ページにかけての同款、5項、

1目.統計調査総務費については、国からの委託事務である指定統計で、全国家計構造調査消費実態調査事務に係る経費66万2千円を説明欄記載のとおり増額計上しています。

22ページをお願いします。3款.民生費、1項.社会福祉費、1目.社会福祉総務費において、8節.報償費35万4千円及び9節.旅費にてアドバイザー費用弁償7万2千円は、国の生活困窮者就労準備支援事業で補助率2分の1の採択を受け、成年後見制度利用促進体制を整備するため事務費の新規計上であります。

23ページをお願いします。同款、同項、7目.心身障害者福祉費は、13節.委託料において、法改正（消費税、幼児教育無償化）に対応するための費用として、国庫補助金充当で障害者福祉システム改修電算委託料25万5千円を増額、20節.扶助費では、障害児通所給付事業増の見込みにより3千198万2千円を増額し、6千943万1千円としています。なお、財源につきましては、国2分の1、県4分の1の充当計上であります。

24ページをお願いします。同款、2項.児童福祉費、1目.児童福祉総務費では、幼児教育無償化に伴う関係経費で、13節.例規整備情報提供業務委託料44万円、20節.扶助費33万9千円、これは私立幼稚園預かり保育分を「子どものための教育・保育給付費」として新規に計上していますが、これらにつきましては、国県にて幼児教育無償化分として財源措置されています。また、その他財源においては保育料の減額分を計上しています。

2目.児童福祉施設費では各保育所の修繕費用として、11節.需用費を327万7千円、これは、外城田保育所の雨漏り、ウッドデッキ修繕、田丸保育所の遊戯場軒天、砂場パーゴラ塗装、下外城田保育所の遊具、トイレ、乳児室の床張替修繕ほかであります。

25ページをお願いします。前ページに引き続き、15節.工事請負費では、各保育所の避難誘導灯及び外城田保育所のテラス等の改修経費、合せて887万7千円を、18節.備品購入費では、有田保育所の屋外遊具をはじめ保育事業備品購入費用として485万円を計上しています。なお、特定財源といたしまして、その他財源に給食副食材料費及びふるさと応援寄付金を計上しています。

26ページをお願いします。4款.衛生費、1項.保健衛生費、3目.環境衛生費、13節.委託料では、中角投棄場跡地の所有権移転登記費用として15万6千円を計上しています。

27ページをお願いします。6款.農林水産費、1項.農業費、3目.農業振興費では、19節.負担金補助及び交付金で、実績精査に伴い食料自給力向上対策助成事業交付金111万3千円を増額し、1千389万3千円としています。次に、同款、2項.林業費、1目.林業振興費では、11節.需用費で林道山田線水路補修費用として62万1千円の修繕料を増額、また、15節.工事請負費で、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し公共施設木質化を図るもので115万円を増額し330万円で、田丸保育所保育室2室分を改修いたしたく、次ページの25節.積立金を同額減額しています。

28ページをお願いします。7款、1項.商工費、2目.商工振興費において、13節で220万円の増額、これは、魅力発信イベント等事業委託料にて、田丸城跡ライトアップ

の実施にかかる費用と科目組替、19節.負担金補助及び交付金では、事業状況を見据え新産業創出支援事業補助金を50万円増額しています。

29ページ下段をお願いします。8款.土木費、2項.道路橋梁費、2目.道路維持修繕費において、11節.需用費 修繕料の実績見込みから330万円を増額、12節.役務費の建築確認申請手数料60万円は、役場西側の建設資材倉庫の設置に伴う費用であります。なお、撤去・設置工事費用344万6千円は次ページ上段15節.工事請負費に計上しています。30ページ同じく、15節.工事請負費では、田丸土羽線ほか舗装補修工事をはじめ、町道の補修工事費用として1千800万円を増額、18節.備品購入費15万円は、側溝蓋上げ機の購入、19節.負担金補助及び交付金68万1千円は、水道事業会計への舗装工事負担金を新規に計上しています。次に、3目.道路新設改良費では、小社第1号線の測量設計・用地調査費用として440万円を増額しています。同款、3項.河川費、1目.河川総務費では、11節.需用費で、外城田川ほか堆積土を除去するための費用として、準用河川維持修繕料500万円を増額計上しています。

31ページをお願いします。同款、4項.都市計画費、1目.都市計画総務費では、地籍調査業務について、国の内示額が少額であることから、今年度は国の事業採択を受けず事業見直しを図り、13節.地籍調査業務委託料929万5千円を減額し、309万8千円として事業推進します。

32ページをお願いします。同款、5項.住宅費、1目.住宅管理費では、町営住宅全戸の火災報知器を更新するため11節.需用費 修繕料152万6千円を増額、これには全国公営住宅火災共済機構からの助成30万円も財源確保したところであります。2目.住宅対策費では、15節.工事請負費において、旧城西団地法面補修費用52万2千円を計上し、19節.負担金補助及び交付金では、空き家リフォーム事業及びブロック塀除却工事補助金事業、活用状況により合わせて200万円を増額しています。なお、ブロック塀除却補助については県補助金を充当しています。

次に、9款、1項.消防費、3目.非常備消防費、8節.報償費では、昨年度退職の消防団員確定に伴い基金からの繰入による退職報償金40万円の増額、11節.需用費、消耗品費は、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成を受け消防団員安全装備品の充実を図るため79万9千円を増額しています。4目.災害対策費では、13節.委託料にて家具転倒防止器具取付業務委託料297万円を新規に計上、これは、南海トラフ地震時、玉城町における最も想定される人的被害対策 家具転倒防止を重点的施策として、また、この事業の利用促進を図るため対象者の拡大を要綱見直しにより行ったところであります。

次に、1ページ飛びまして、34ページをお願いします。10款.教育費、2項.小学校費、1目.学校管理費、13節.委託料は、田丸小学校普通教室の空調設備内の清掃整備委託費用として、233万5千円を増額し、同款、3項.中学校費、1目.学校管理費、15節.工事請負費では、活発なクラブ活動を推進するため、中学校校舎南側にテニスコート1

面を増設し、グラウンド全体の再整備を図るための費用として3千300万円を新規計上しています。

35ページ中段をお願いします。同款、5項.社会教育費、3目.文化財費では、8節で登録有形文化財認定に伴う報償費、9節旅費にて調査官費用弁償を新規に計上しています。4目.中央公民館費では、11節.需用費にて空調機器等の修繕費用39万7千円を増額、13節.委託料では、多目的ホールの雨漏り調査委託、空調機の吸気排気口の清掃委託料合わせて20万円計上しています。

36ページをお願いします。同款、6項.保健体育費、1目.保健体育総務費では、11節.需用費、消耗品費7万2千円及び13節.講師派遣委託料3万2千円は、三重とこわか国体デモンストレーションスポーツとして玉城町が実施する「スポーツ健康吹き矢」と「チベットヨガ」の関係経費であります。次に2目.保健体育施設費、11節.需用費、修繕料は、中央公民館の総合グラウンドへ下りる通路への安全対策設置及び外トイレ街灯設置に伴う経費として52万円の増加、18節.備品購入費では、老朽化したバレーボール支柱等の購入費用として47万9千円を増額しています。

37ページをお願いします。13款.諸支出金、1項.公営企業費では、2目.水道会計支出金及び4目.公共下水道事業会計支出金とも、前年度決算に伴い減価償却費の確定及び人件費の調整などによるもので、合わせた項の金額260万6千円を減額しています。

なお、14款、1項、1目.予備費では、財源調整により32万1千円を増額しています。それでは、歳入に戻り、ご説明申し上げます。

11ページをお願いします。1款.町税においては、現年課税額の確定に伴うもので、2項、1目.固定資産税、1節.現年課税分は、説明欄記載のと通りの精査により827万6千円を増額し、9億884万4千円に、同款、3項、1目.軽自動車税、1節.現年課税分において、209万5千円を増額し、5千825万6千円としています。また、10月から導入される軽自動車税の改正に伴い、2目.環境性能割については、県からの交付内示額40万3千円を、3目.種別割については、口開けとして新規に計上しています。

10款、1項、1目.地方特例交付金は、交付額の決定に伴い579万7千円を追加し、1千879万7千円としています。

12ページをお願いします。同款、2項、1目.子ども・子育て支援臨時交付金においては、幼児教育、保育の無償化の実施に伴う保育料半年分にあたる金額を臨時交付金として3千79万2千円、新規に計上しています。11款、1項、1目.地方交付税は、普通交付税確定による交付見込みから4千641万4千円を追加し、12億9千369万8千円としています。13款.分担金及び負担金、1項.負担金、2目.民生費負担金、1節.児童福祉費負担金については、10月からの幼児教育、保育無償化の実施に伴う、0歳から2歳の非課税世帯及び3歳から5歳までの無償化対象園児にかかる保育料について、3千980万7千円を減額し、7千490万5千円に、また、広域保育負担分については、事業状況

見込みにより166万6千円を増額し、216万6千円に補正するものであります。

13ページをお願いします。15款.国庫支出金、1項.国庫負担金、1目.民生費国庫負担金で3節の障害児入所給付費等国庫負担金は、給付費事業の増加見込みにより事業費の2分の1、1千599万1千円を増額、4節の特定教育・保育施設型給付費国庫負担金は、幼児教育無償化による広域分として44万1千円を増額しています。同款、1項.国庫支出金、2目.民生費国庫補助金の1節及び2節についても、幼児教育無償化に伴う関係であり、1節の障害者総合支援事業等国庫補助金21万8千円は、障害者福祉システム改修分として、2節の子どものための教育・保育給付交付金35万3千円は、私立幼稚園預かり保育分、認可外保育分としての新規計上であります。3節の生活困窮者就労準備事業費等補助金30万円は、成年後見制度利用促進体制整備事業への充当として新規に計上しています。

14ページをお願いします。16款.県支出金、1項.県負担金、2目.民生費県負担金、3節及び4節の項目については、国庫同様の県負担分であります。4目.土木費県負担金については、地籍調査業務の見直しにより、1節.地籍調査県負担金929万4千円を減額しています。同款、2項.県補助金、1目.総務費県補助金、1節で移住・就業マッチング支援事業の国県負担分75万円を県補助金として新規に計上しています。2目.民生費県補助金、3節の子ども・子育て支援事業県補助金、44万円についても幼児教育無償化に伴う補助金追加であります。

15ページをお願いします。19款.繰入金、1項.基金繰入金、2目、1節.ふるさと応援基金繰入金は、1千万円を増額し、9千5百万円としています。今回の繰入は、保育施設整備、交通安全対策、田丸城跡ライトアップ事業等々に充当するものであります。20款、1項、1目.繰越金 1節.前年度繰越金は、前年度決算に伴い、3千559万1千円を増額し、1億1千133万円としています。21款.諸収入、5項、1目.雑入、3節.児童福祉施設費収入では、給食副食材料費758万4千円を新規に計上しています。これは、幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた給食副食材料費を徴収するもので、1カ月当たり4千500円と公定価格が国から示されたところを、玉城町といったしましては、町単独でさらに子育て支援施策の充実を図りたく、1カ月当たり4千円の徴収とする考えであります。同日、6節.消防費収入の消防団員安全装備品整備事業助成金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の内示により38万2千円を、11節.雑入では、全国公営住宅火災共済機構から町営住宅の火災報知器更新整備に住宅防火施設整備補助金として30万円を新規に計上し、歳出にて説明した事業に充当しています。同款、同項、2目、1節.過年度収入につきましては、前年度の障害者医療費、給付費等の国県精算に伴う交付金630万7千円の受け入れを増額計上しています。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜り、ご承認くださるようお願いいたします。

(議長を呼ぶ声)

○議長（山口 和宏）上下水道課長 真砂 浩行 君

○上下水道課長（真砂 浩行）それでは所管をいたします2議案について、補足説明をいたします。まず、議案第75号 令和元年度 玉城町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

1ページをお願いします。今回の補正は、人事異動に伴う給与費等の見直し、減価償却費等の精査等に基づき、第3条から第5条において、関連する科目の予定額を補正するものです。詳細について、3ページをお願いします。収益的収入では、1款水道事業収益 2項営業外収益 2目繰入金で、人事異動に伴う児童手当の見直しにより、一般会計繰入金を増額12万円、同じく5目長期前受金戻入で、前年度分の確定により増額29万4千円とし、水道事業収益合計で41万4千円増額し、予算総額で3億1千935万7千円とするものです。収益的支出では、1款水道事業費用 1項営業費用 1目原水費において、人事異動に伴う給与の見直しにより、354万4千円の減額、同じく2目配水費については、管路施設等の維持にかかる委託料及び修繕費で、委託料98万6千円の増額、修繕費は、158万1千円の増額とするものです。

4ページをお願いします。4目総係費については、人事異動に伴う給与の見直しにより、65万2千円の増額5目減価償却費については、精査により、82万8千円の減額するものです。これにより、1款水道事業費用は、115万3千円の減額で予算総額2億7千454万2千円とするものです。

つづきまして、資本的収入について、1款資本的収入 2項繰入金 1目他会計繰入金において、舗装復旧工事に伴い建設課負担分として、68万円増額するものです。

これにより、1款資本的収入は、68万円の増額で、予算総額で、1千158万4千円となるものです。

以上、議案第75号の補足説明といたします。

つづいて、議案第76号令和元年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

1ページをお願いします。今回の補正は、人事異動に伴う給与費等の見直し、長期前受金戻入および減価償却費等の精査に基づき、第3条から第6条において関連する科目の予定額を補正するものです。詳細について、3ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益 2項営業外収益 1目 他会計負担金および補助金で192万3千円の減額、4目長期前受金戻入で精査により965万9千円の減額とし、合計1千158万2千円の減額で、下水道事業収益の総額を4億2千473万9千円とするものです。収益的支出では、1款下水道事業費用 1項 営業費用 5目 減価償却費で精査により1千837万5千円の減額で、下水道事業費用の総額を5億3千869万8千円とするものです。

4ページをお願いします。続いて、資本的収入について、1款資本的収入 2項補助金 2

目他会計補助金は、人事異動に伴う給与費等の見直しに伴い、一般会計補助金を80万3千円減額するものです。資本的支出については、1款資本的支出1項建設改良費1目施設費も同じ理由により80万3千円減額とし、資本的収入及び支出について、予算総額はそれぞれ3億5千788万8千円とするものです。以上、議案第76号の補足説明といたします。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（山口 和宏）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第29請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ないし、日程第32請願第4号防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。ただちに、紹介議員坪井信義君の趣旨説明を求めます。

（議長と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏）9番 坪井信義 君

○9番（坪井 信義） ただいま一括上程されました請願につきまして、議長より趣旨説明を求められましたので、請願ごとに趣旨説明をさせていただきます。この4請願は直接教育現場に携わる学校長、教職員、児童保護者で組織されるピーティーエー等から提出されたもので、提出者は三重県度会郡ピーティーエー連絡協議会会長 村林 学 氏、三重県度会郡校長会会長 高林 尚 氏、三重県教職員組合度会支部支部長 乙森 ひろゆき 氏、からとなっております。まず請願第1号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願から趣旨説明を申し上げます。義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度であります。義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準保障に依るところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。しかしながら、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係る様々な面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられます。義務教育の水準が、安定的に確保されるためには一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額は、極めて重要であると考えるところです。未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であり、義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

次に、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める請願について、趣旨説明をもう上げます。子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考

えます。学級編制について国際的に比較すると、日本の小中学校における1クラス当たりの児童生徒数は、オーイーシーディー経済協力開発機構加盟国の平均を大きく上回っており、三重県においても平均を大きく上回っているのが現状であります。教職員が心身ともにゆとりを持って目の前の子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものであり、そのためにも、教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものです。一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約4.1%で、OECD加盟国平均(5.0%)に未だに及んでいません。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そしてそれらは、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することにつながっていくと考えられます。以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものであります。

続きまして、請願第3号子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を求める請願、最初の週は学に就く、就職の就です。2番目は学を修める修学であります。趣旨説明を申し上げます。学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚労省の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯10.7%より著しく厳しい経済状況となっています。貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援をおこなうなどのとりくみが今以上に進められていく必要があります。さらに、日本の高等教育の授業料は国際的な比較において最も高い水準の国の一つであるとされています。日本の高等教育の授業料は国際的な比較において、最も高い水準の国の一つであるとされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構(OECD)平均の30%を大きく上回っています。すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減をはかる”等、制度のさらなる緩和・拡充を求めていかなければなりません。貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものであります。

最後に、請願第4号防災対策の充実を求める請願について趣旨説明を申し上げます。南

海トラフ巨大地震の被害想定にもあるように、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約 35～56 万人にのぼり、一か月後においても約 10～20 万人が避難所生活をつづけることになると推計されています。2011年の東日本大震災や2018年の西日本豪雨など、これまでの災害で、多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されることから、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められていますが、防災関係施設・設備の設置率はまだまだ都道府県によってばらつきがありますが、三重県においては、十分であるとは言えません。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところであります。以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものであります。

以上が請願趣旨であります。議員各位におかれましては、請願内容を十分にご理解賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

○議長（山口 和宏）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。これで、本日の日程は、全部終わりました。明日28日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでございました。

（12時58分散会）